更生保護のあり方を考える有識者会議 第2回会議

日時 平成17年8月23日(火) 自 午後3時04分

至 午後5時56分

場所 検察庁20階最高検大会議室

野沢座長 ただ今から,更生保護のあり方を考える有識者会議の第2回会議を開催いたします。

本日は,ヒアリングということで,これまで更生保護制度を内側から支え,あるいは外側から御覧になってこられました4名の方々をお招きし,お話をお伺いすることといたしております。進行といたしましては,約2時間をかけて4名の方々からお話をお伺いし,その終了後,約1時間をかけて意見交換を予定しております。ヒアリングにおきましては,それぞれ最初に20分間程度ずつ御説明をいただき,これに対する委員の方々の御質疑を10分間程度ずつ予定しておりますが,最初にちょっとお諮りをしたいことがございます。

この有識者会議につきましては,前回の会議で会議自体は非公開とする旨を決定しておるわけでございますが,昨日になりまして,新聞社2社から今回の有識者会議について,ヒアリングの部分だけでも傍聴できないかとの申入れがありました。

私といたしましては、報道機関の方々が更生保護制度に関心を持ってくださることはとても有り難いことと考えておりますし、前回の御議論に照らしまして、ヒアリングの部分だけに限定するということであれば、傍聴を認めることの弊害も少ないのではないかと思い、委員の皆様の御意見を伺い、御賛同が得られるようであれば、ヒアリングについてはお招きした方々による御説明とこれに対する私どもの質疑の部分に限定して、報道機関の傍聴を許したいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

御賛同いただいたようでございますので、ヒアリングに限定し、カメラによる撮影は控えていただくということで、報道機関の傍聴を認めることにしたいと思います。

それでは、記者の皆さんに入っていただくようにしてください。

[記者入室]

事務局 日本経済新聞,毎日新聞,共同通信社,朝日新聞,読売新聞社,以上5社の方がお 入りになっています。

野沢座長 座長の野沢太三でございます。報道関係の皆様には,この有識者会議に御関心をお寄せいただきまして,誠にありがとうございます。ただ今,委員の皆様にお諮りしまして,ヒアリングの部分については質疑を含め,傍聴をしていただくということになりましたので,よろしくお願いいたします。なお,意見交換の部分については御退席いただくことになります。また,ヒアリングの中で具体的な事件や個人情報にかかわる部分につきましては,プライバシーその他の関係を最大限に配慮をお願いしまして,報道いただきたいと思います。

それでは,議事に入りたいと思います。

1. 更生保護関係者等からのヒアリング

野沢座長 まず最初に,本日御説明いただく方々を御紹介します。全国保護司連盟常務理事で東京都保護司会連合会会長も務めていらっしゃる保護司の宮川憲一さん。ありがとうございます。

次は,千葉保護観察所保護観察官の藤井要さん。ありがとうございます。

警察庁生活安全局長で,先日まで東京都副知事を務めていらっしゃった竹花豊さん。ありが とうございます。

もうお一人,この3月まで関東地方更生保護委員会委員長をされ,現在は更生保護法人日本 更生保護協会事務局長を務めていらっしゃる清水義悳さんにお願いすることになっています が,所用により4時ごろにお見えになるとお聞きしております。また,宮川さんは途中で御退 席の予定がありますので,あらかじめお断りさせていただきます。

最初に,宮川憲一さんから,保護司の活動内容などについてお話しいただければと思います。 それではどうぞよろしくお願いいたします。

宮川氏 御紹介いただきました宮川でございます。

本日は保護司活動の現状についてお聞き取りいただくという機会をおつくりいただき,大変有り難く思っております。民間人でございますので,余り立派な発表もできません。また,お手元にありますレジュメも私の思いを書きなぐっただけのものでございますので,あるいは皆さん方,御満足いただけないかもしれませんけれども,それは後ほど御質問でできるだけお答えしたいと思いますので,御了承いただきたいと思います。

冒頭の保護司活動の内容については,もう既に皆さん御存じだと思いますけれざも,保護司法に決められている項目を挙げるまでもなく,基本的には保護観察が主な仕事でございます。それに伴いまして,環境調整という仕事がございます。それ以外に,最近非常に忙しくなりましたけれども,犯罪予防活動もやらなければいけないということで,この3つの大きな仕事をやっております。その他,これも最近になって非常に求められるようになったことですが,我々がかかわらなければいけない地域の団体との交流であるとか,社会参加活動というものがございます。まず,冒頭の保護観察につきまして,皆さん既に御存じだと思いますから,流れそのものは申し上げませんが,今日私どもが直面しております保護観察の困難さや抱えている問題について,一,二お話をさせていただきたいと思います。

私どもがかかわっております対象者は、おおむね、今日の社会に生きることに不器用で社会との折り合いをつけることが非常に下手な人々です。それがたまたま本人だけということではなくて家族ぐるみでそうであるというような家庭も割に多いわけでございます。その上、最近の地域や家庭、家族の崩壊、それから社会の教育力の低下等で、非常に悪い環境で過ごしているという状態がございます。そういう人がたまたま間違いを犯して刑に服して社会に出てくる、ないしはまだ刑が少し残っている状態で釈放され、社会内で処遇をして立ち直りを図るということが保護観察の仕事でございますけれども、最近、社会の変動に伴いまして、我々が対応する際、非常に困難を感じることが幾つかございます。今申し上げましたように、生活スタイルが非常に変わってまいりまして、家族、家庭というものが崩壊しておりますから、どうしても孤立した対象者というものが我々の前に座るわけでございます。しかも、最近の情報社会の影

響といいますか、一方的な情報の中で彼らは育っておりますので、自分で自分の意見をはっきり言うことができない。うまく自分を説明できない。そういう対象者が、特に青少年に多いわけでございます。そういう諸君から話を引き出す可能性をどこかで見つけようとする働き掛けが、以前にも増して非常に難しくなっておりまして、対話も非常に下手です。しかも、保護観察について素直に受け入れるという子は、以前はかなりいましたけれども、最近の子は保護観察そのものについても仲間同士で情報を交換しておりまして、保護観察の弱点といいますか、そういうものを利用するというと語弊がありますけれども、そういうものを知り尽くした上で対応することがあり、我々としては現場で信頼関係をつくっていくことが非常に困難になっております。

さらに、皆さん御存じのように、保護観察では定住して定職に就くということが非常に重要な要素でございますが、先ほど申し上げました生活スタイルでは、定住ということが非常に難しい。さらに定職ということが難しい。「フリーター大いに結構」という世論の風潮の中で定職に就くということを我々が勧めてもなかなか納得してもらえないということがございます。

同時に,引きこもりとかニートとかいうものもありまして,職場へ連れ出すということ,社 会へ連れ出すことが非常に難しい状態もまたございます。

こういう問題につきまして,今日我々は大変苦労いたしております。

次に環境調整という仕事がございます。

環境を調査して調整するわけでございますが、これは本人が矯正施設から帰ってきた場合に、どういう環境で生活することが更生に一番ふさわしいかということを、本人が施設内に収容されているときから調整をするわけでございます。これも従来に比べまして、先ほど申し上げました保護観察と同様の困難さがございまして、家庭が受け皿として健康に機能していないという状態が非常に多くなりました。また、人権問題等もありますので、立ち入って近隣の状況を我々が調査したり調整したりすることが非常に困難になってまいりました。また、ハンディを持っている対象者が社会に帰ってきてから仕事に就くのをサポートするサービスが、我々にとって非常にやりにくくなっているのが現状でございます。これはまた後ほど申し上げたいと思いますが、この就職の問題については、この間いろいろ起きました事件で、あるいは仕事があればこんなことにならなかったんじゃないかということで、御意見がありました。我々も昔から、定職に就くということが更生保護の最大のポイントだということでやってきたわけですけれども、これが非常に難しい社会になってきておりますし、これは更生保護だけではやり切れない、解決できない課題だと考えております。これはまた後ほど申し上げたいと思います。

大体その2つの仕事を保護観察としてやっておりますが、それ以外に、犯罪予防活動についても、最近は積極的に関係を持つようにしております。従来から、犯罪予防活動は重視されていたわけでございますけれども、最近といいますか、もうかなりになりますけれども、私ども保護司の間では川上・川下論ということが言われています。川下で対象者の処遇をしていたのでは、抜本的な解決にならない。川上、すなわち、子供のころから、青年期じゃなくてもっともっと小さいときからの生育歴にどうも間違いの出発点があるんだということを確信いたしました。そこで、子育ての支援から始めなければこの更生保護は完成しないということで、我々の仲間であります更生保護女性会を始め様々な組織にも声を掛けまして、子育ての支援運動をしておりますし、今後は、子供をどう育てるかということを更生保護の一つの柱にしていこうと犯罪予防活動を現実に進めております。

また、同時に学校との連携の問題でありますが、今まではどちらかというと学校との連携は情報連携でありまして、校長先生にお会いしてお茶を飲んで、このごろ学校はどうですかということを聞いて、学校の状況を把握できたとしておりましたが、やはり児童生徒の顔を見て、児童生徒と連携をすること、学校との連携というのは正に児童生徒との連携でなければいけないという反省に立って、今は行動連携の立場から、いろんな形で学校の行事並びに我々の行事の中に児童生徒を巻き込んでいくということで積極的に活動をしております。十分ではありませんけれども、そういう思いでやっております。犯罪予防活動はややもするとまちの中で犯罪者はいませんかというふうな動きになりがちですが、我々の態度は、犯罪者を生まない、犯罪者をつくらない、そういう社会をつくるということから、子育ての支援であるとか学校連携というものをその視点で今後も進めていきたいと考えております。

そのほか、保護司は民間人でございますから、それなりの研修をしなければ一人前の保護司にならないわけでございます。仲間内では組織運営の中で研修等々、研さんを進めておりますし、先ほど申し上げましたように、従来保護司というのは、対象者の人権を守るためにできるだけ地域では身分を明かさない、隠れた存在としてやっておりましたけれども、それでは犯罪予防活動について積極的な活動ができないということで、最近は堂々と保護司であることを名乗って、こういう趣旨でこういう運動をしますということを明らかにしてかかわることから、地域のほかの団体とも積極的に交流をするということで踏み出しております。それが少し理解されましたけれども、ほかの団体よりも多少遅れて参加をしておりますので、地域でまだ十二分には成功しておりませんが、今後その姿勢をどんどん進めていきたいと考えております。

それから、もう一つ特徴のあるものとして、最近我々は社会参加活動ということをやっております。これは保護観察にも関係のあることでございますけれども、対象者を社会のいろんなところ、例えば福祉施設などに同道して、そこで一緒に作業する活動をしています。例えば老人ホームのシーツ交換に行くとか、老人の身の回りのお手伝いをするとか、髪の毛を洗ってあげるというようなこと、その他様々ございます。たまたま私がやっておりますのは、老人施設でのシーツ交換です。私どもの保護区では、保護司が全員参加するということでやっております。そこに対象者も一緒に同道して、対象者の意識を覚せいするのです。これは割と成功しておりまして、家庭とか家族というものが崩壊している青少年には、自分のおばあちゃんとかおじいちゃんとかいうものはこういうものなんだ、お年寄りというものはこういうものなんだ、社会というのはこういう人もいてでき上がっているんだということを理解させるのに非常に役に立っています。今後、こういう分野での活動といいますか、働きを深めていくことが非常に大切だと考えております。

以上が,保護司の日常の活動でございます。

さらに,皆さんよく御存じのことと思いますが,法務省主唱の"社会を明るくする運動"への主体的,積極的参加があります。7月はこの運動の強調月間となっておりまして,更生保護の考え方,理念を一人でも多くの人によく分かってもらいたいという啓蒙運動でございます。今年は55回を迎えておりますけれども,全国的な大きな運動として成功していると思っております。

さて、そういう保護司の活動のバックボーンといいますか、どういう理念で保護司は活動を しているのか、民間人がなぜ自ら選んでそれをやるのかということについて申し上げたいと思 います。そのことについては、保護司としての気構えというふうに申し上げましたけれども、 保護司の理念というふうにお考えいただけばいいと思います。御存じだと思いますけれども,更生保護制度というものは,どの時代をとるかは別といたしまして,歴史的に民間の慈善事業として始まった経緯があります。すなわち,刑務所を出所した人に対する民間の保護事業を,後に国が制度化したものであるというふうに私どもは考えております。日本の場合は民生委員制度もそういうことのようですが,民間にあったものを国の方で拾い上げて制度化していくということで,更に発展させてきたというのが,今日の更生保護の歴史ではなかったかというふうに考えています。

したがいまして、私どもは民間から起こったんだという自負を持ってやっているわけでございますが、そうしますと、我々の先輩はなぜこの運動を始めたのかということになるわけでございます。更生保護というものは、官民協働の事業だということが最近言われます。確かにそのとおりでございますが、官民協働というのは、官と民が1対1で足して2になるということではなくて、基本的に官のやるべきことと民のやるべきことが違うんだということを前提に置かなければならないと思います。我々の先輩がやった出発点は、そういう意味では違っていただろうと思いますので、我々は民間から起こった、そういう慈善事業の精神を引き継いでいくということが非常に重要だと思っております。最近、官が民に頼り過ぎだという話もいろいろ出ますけれども、本来そういうものではありません。私どもが指導を受けましたのは、官が足らないところを民が補うのだというような話でしたけれども、今申し上げましたように、本来、官は官としてのやるべきことがあり、民は民としてのやるべきことがある。それが内容でどうドッキングしていくかによって、更生保護は成功するんだと私は思います。

特に、最近の官から民への風潮の中で、官民協働の話の中には、保護観察官が非常に少ないが、保護司が全国に5万人いるので、何とか折り合いがつくんじゃないかというような安易な話があるわけでございますが、我々が刑事政策の一環としての厳しい対応をしなければいけない専門官である保護観察官の代わりを単純に引き受けるわけには絶対いかないわけでございます。精神的、歴史的にも多少違う、民間の味付けというものを我々の仕事と考えております。

つまり,専門官としてのハードな官の対応と,民間人としてのソフトな保護司との協働態勢でありまして,保護司活動は,再犯をしないように対象者を見張るとか,監視するということではなくて,人間は良くも悪くも必ず変わる存在だという認識で,一緒にこの社会に生きている人間として,お互いに関心を持ち合って,全人格をかけて,信頼関係を基礎に,犯罪を犯した者が自ら悔い改めて立ち直ろうとする,その気力を支えていくという,いわば慈悲の実践行動だろうと思っております。

私が保護司になりましたときに、たまたま私どもの区の保護司会の会長は、皆さんよく御存じかと思いますけれども、柴又の帝釈天題経寺の望月住職でございました。保護司になる心構えということで、その方が私に教えてくださったのはこの慈悲の考えでありまして、二つのことをおっしゃいました。一つは、諸行無常という言葉はこのごろ誤解されて使われているが、必ずものは変わるという考え方なんだと。したがって、対象者に対してもそういう希望を持って対応をしなさい。ただし、良くも悪くも変わるんだと。良く変わるために、我々はどういう手当てができるのかということが一つ。それからもう一つは、諸法無我ということをおっしゃいました。それは、関係しないではものは存在しない。ほかのものと関係することによって自分も存在する。それ以外のあり方で存在というものはないんだということを私は教え込まれまして、その二つの認識の中で慈悲の行動をしなさい。慈悲というのは、人に喜びを与えること

と悲しみや苦しみを抜いてあげることなんだ。その実践をしなさいと言われました。これは大いに宗教的情操に基づく考え方でございまして,これが更生保護の理念として,官ではない民間の人間がやる,バックボーンの理念だろうというふうに考えております。私はこれからもこの考え方を全国の保護司さんに理解していただき,更生保護の大きな柱としていきたいと思っております。

次に、このところの保護観察に対する様々な批判についてでございますが、批判という言葉が適当かどうか分かりませんが、いろんな事件がありますので、保護観察に対するいろんな御意見があります。私どもは、真しにそれを聴いて、反省すべきところは反省し、改めるところは改めて、更生保護を成功させていきたいと思うわけでございますが、幾つかの点で私どもも発言したいことがございますので、その点について申し上げたいと思います。

保護観察は、犯罪を犯した者を施設から早期に解放して、地域社会の中で処遇していくものでありますから、当然再犯のリスクは予想されるわけでございます。そのリスクをいかに少なくするかという努力が更生保護の仕事でございまして、再犯率の高い現況から見ますと、再犯に対しての我々の働きが防犯の最大のものだろう、防犯については再犯を押さえ込むことが一番重要な、しかも効果的な犯罪予防活動じゃないかと思っております。したがって、このリスクは、本来は保護司とか更生保護施設関係者のみが背負うものではなくて、広く国民全体で、よく御理解いただき背負っていただかなければいけないものだと思います。社会全体の理解を得てこそ、更生保護事業というものは成功するものであるというふうに考えます。これは開き直りのように思われるかも分かりませんが、私どもも民間人として進んでこの仕事を選んだわけでございます。それと同じように、この社会に属する人は皆さんも同じ考えで更生保護に手を貸してもらいたいというのが我々の考えでありますし、そうしなければ、最終的にはこの更生保護事業というものは成功しないというふうに思っております。

ただし、今日問題になっております性犯罪等の重大な再犯を犯すおそれのある者に対する処遇につきましては、どちらかといいますと、ソフトな部分しかかかわってこなかった保護司がすぐ対応するということは非常に危険といいますか、いかがなものかという反省もあります。したがって、この面につきましては、保護観察所ないしは保護局、すなわち官の側で、警察とか司法、矯正と連携して体制を立て直していただきまして、専門官を中心に行うのが妥当ではないかと考えております。

以上が、最近の更生保護に対する批判に対して申し上げることでございます。

もう一点は、先ほど来からの話の続きになりますけれども、私どもは今日の更生保護が一定の成功を収めているという自信を持っております。確かに凶悪な事件が頻発しておりますから、そのことに目を奪われがちでございますが、全体の中で見ていただいて、今の日本のこの情勢の中で、更生保護がここまで頑張っているから、この程度で何とか乗り切れているんだという思いがあります。もちろん、皆さん方の御指摘があり、この理念を実現するために具体的な施策について、改めるべきものがあれば改めるということはやぶさかでございません。そういう意味では、批判に対しておじけることなく、堂々と理念を述べ、その実現について協力を求めていきたいというふうに考えております。

さらに,私ども保護司は,保護司活動についての支援をお願いしたいということについて, 幾つか申し上げたいというふうに思います。多くの保護司は自分の担当するケースにもっと保 護観察官がかかわってほしい,対象者に直接会ってほしいというふうに望んでおります。これ はもう従来からの願いでございまして,再三我々は不満を申し述べておるわけでございますけれども,実現されない状態でございます。これは皆さん方ももう既に御存じだと思いますが,600人余の保護観察官が5万人の保護司と協力してやっているわけでございます。私の保護区について言いますと,1人の保護観察官が大体150人ぐらいの保護司を担当しております。保護司は各々数件事件を持っているわけですから,それだけのものを管理していくということは,物理的に非常に難しい無理なことです。したがって,保護司の方も気を遣って,保護観察官に相談することが十二分にできないという現状にあります。内々でやっていこうとか,仲間内で相談してやっていこうということがございますが,これはある意味で危険なことでございまして,官の指導をきちんと受ける必要があると私は思いますので,どうしても保護観察官が少ないという不満が我々の中にあります。

さらに、昼夜休日を分かたずに働いている保護司に対して、24時間必要な助言、指導を提供できる、組織としての保護観察所の対応を望んでおります。どこの役所もそういう対応になっておりますが、現在の保護観察所も、夜間や早朝の対応ができない。ところが、保護観察対象者の事件が起きるのはおおむね夜間でございまして、そういうときに電話で呼びつけられてもすぐ対応できない。特に最近、女性保護司が増えておりますので、そういうときにどうしていいか分からない。そのため、大変対応が遅れます。もちろん仲間の保護司が相談に乗るわけでございますけれども、これには守秘義務の問題もありますから、安易に横の関係でできないこともあります。保護観察所に何らかの方法を講じてもらって、24時間保護司に対応できるような、そういう組織を立ち上げてもらいたいというのが切実な我々の願いでございます。

また、保護司の研修の件を先ほどちょっと申し上げましたが、現在は役所の方で決められた日程で研修をさせていただておりますのと、我々が自主研修と称して、自ら研修をしているのとがあります。従来のやり方では、主任官に依頼して保護司の研修を行っております。主任官というのは地域の主任官でございまして、研修の専門官ではないわけです。それで間に合わせているというのが現状でございます。そういう点で、研修指導のプロを養成していただくことが、保護司の質の向上につながるだろうということで、強く要望をしておきたいと思います。いずれにしても保護観察官の大幅な増員を、何とか実現してもらいたいというのが切実な願いでございます。

それから,協力雇用主の確保,学校との連携等ですが,特に協力雇用主の件につきましては,最近問題になっております。対象者の就職については,そのことを理解していただいた雇用主に雇用していただくということでないと解決できません。現在は,保護司が個人的に努力をしてお願いをしているのですが,これは非常にリスクが多いのです。再犯をする場合もありますし,お金を持ち逃げするとか,勤めても3日か4日しか勤まらないようなことで,その会社に御迷惑を掛けることがあって,どうしても保護司は二の足三の足を踏んでしまうことがあるわけでございます。にもかかわらず,やはり就職するということが,非常に重要な保護観察のポイントでございますので,ここを押さえる必要があるだろうということがございます。そういうことからしますと,どうもこれは法務省だけでは,とてもじゃないけど解決できる課題ではない。厚生労働省や文部科学省,学校との連携についても文部科学省にもう少し御理解いただきたい。こちらの働き掛けも大切だと思いますが,今後,保護司活動を支援する意味で,保護観察を完成させる意味で,文部科学省や厚生労働省との協力,連携を図ってもらいたいということが要望でございます。

その次に、保護司の実費弁償の件でございます。私は保護司を30年近くやっておりますので、その私の周りにいる、20~30年のキャリアのある保護司の中には、手当が著しく少ないからという不満を述べる者はおりません。これはもともとの出発点がそういうことであったからだろうと思います。しかし今日、新しく保護司になった方、特に若い戦後世代の保護司さん、この中には、現在の実費弁償について不満があります。民生委員であるとか人権擁護委員など様々な委員がありますが、そういう人々に対する報酬に比べて、保護司の実費弁償は著しく格差がある。地域で同じ活動をしていて、どうしてこう違うんだろうという不満を持っておりまして、このことが一つは新しい保護司を発掘する場合のネックになっております。これは幾らもらえばいいかという問題ではないんですが、温かい理解の中で保護司活動を進めていくという意味で、こういうこともお願いしたいと思います。

また最近は,先ほども申し上げた会の運営や犯罪予防活動が非常に多くなりましたが,その際の費用は,全部保護司の個人出費なわけです。会の運営につきましてもいろんな運動にしましても。そのため,保護司の中では,これは当然国費で補ってもらうべきものではないのかというふうな不満も出ております。

その他,これは本江先生が保護局長のときに行われたわけですけれども,保護司法が改正されまして,地方公共団体が保護司や保護司会の活動に協力することができるという協力規定を新設していただきました。ところが,景気が悪くなったということも当然あるわけですが,現在十分な協力を得られておりません。財政的支援というのはもちろん必要ですが,それよりも多様化する会の活動の,センターとしての事務所の確保という要望があります。住宅事情の変化から,今は対象者が面接に行きましても,玄関で立って話をしなければいけないという状態です。家の中に入れてくれるという環境も,最近の家の構造,家庭の状況からして難しいことがあります。そうしますと,話をすることも限られてくるわけですね。そういうことから,面接の場所というものを別のところに設定して面接をするのがいいんじゃないかという要望が,保護司の中に出てきております。特に女性の保護司さんの場合は,男性の対象者のところへ上がり込んで,面接をするということは非常に難しいわけです。このことについてはできれば更に御理解いただいて,協力規定を義務規定にまで変えてもらえるような,そういう強い姿勢で地方公共団体に働き掛けていただきたいということがございます。

野沢座長 そろそろおまとめいただきたいと思います。

宮川氏 はい。いずれにしましても,前回のこの会議で,更生保護の理念と現実のかかわりが心配されました。理念と現実に少し距離があり過ぎるんじゃないかという御意見があったと伺っております。もちろん私どもも,若干それを感じないわけではございませんが,更生保護の理念というものは譲るわけにいきません。しかし,この理念を実現するためにいろいろ御検討いただいて,今申し上げました要望も勘案していただきまして,新しい方策を出していただき,私どもがこれからこのピンチのときをチャンスに読みかえるような出発ができますように御指導いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

野沢座長 ありがとうございました。

時間が大分押しておりますが,一,二質問をお受けしたいと思いますが,いかがでしょうか。 皆さん方からございませんか。

本江委員 本江でございます。時間がないようですので,いろいろお聞きしたいことはある

んですけれども,一点だけお聞きしたいと思います。

ただ今はどうもありがとうございました。また,常日ごろ大変,ただ今お話があったように 困難が山積する中で,何年もの間,保護司の仕事をやっていただきまして,本当にありがとう ございます。

ただ,一点だけお聞きしたいのは,最近保護司の確保に大変困難を生じているという話をしばしば耳にいたします。今お話があったように,この保護司のプライベートな出費が非常に大きい,民生委員その他の地域で活躍しておられる方と比べても著しく低いと,そういう事情をいるいろ聞くに及んで,保護司の仕事を報酬制にするという意見が,これは随分前から出ていることは御存じだろうと思いますが,今,全国保護司連盟の常務理事という非常に重責に就いておられて,地方の第一線の方々,そしてまた最高幹部のお仲間の方々,そういう方々がその問題についてどのように考えておられるか,ちょっとお話し願えますでしょうか。

宮川氏 先ほどちょっと申し上げましたように,年配者といいますか,戦前世代の我々は,報酬制にこだわっておりませんが,戦後世代,だんだんそういう階層が多くなってきましたけれども,この若い層はやはり報酬制は当然であるという要求のようでございますし,それはそれなりに納得できる内容でございます。そういうふうに取り組んでいかなければ,今後,後継者が出てこないだろうという気が多少いたします。

本江委員 それについて,今まで長いことやってこられた保護司さん,ベテランの保護司さんたちはどういう御意見なんでしょうか。

宮川氏 ベテランの保護司は,かなり感情的なところもあるのですが,お金なんかもらうのならやらないという保護司も若干いるわけでして,そういう意味で古いボランティア観とでもいいますか,自ら足らないところを,自ら別の募金団体をつくって乗り切ったという過去がありますので,何とかやれるんじゃないかという気があります。しかし,これからの若い世代は,そういう組織についても疑問を持っています。我々の活動に対する費用の負担は当然国費で補ってもらうべきではないかということがあらゆる機会に意見として出てまいります。

本江委員 ありがとうございました。

野沢座長 お伺いしたいことは山積しておりますが,時間が来ておりますので,続きまして次の先生お願いいたします。藤井要さん。

藤井氏 千葉保護観察所の保護観察官の藤井と申します。私の経歴とかいろいろな考えについては、事前に委員の先生方に書面で差し上げてあると思っております。どんなお話をさせていただくことが、保護観察官の業務なり保護観察官としての仕事、役割を説明することになるのかということでいろいろ考えたんですけれども、文書にするときもそうだったのですが、形のあるものにしようとすると、何か研修の資料のような、当たり前の一般的な説明になってしまうものですから、いっそのこと資料なんか用意しないで、今自分が思っていることをそのままここで発言をさせていただく方がいいのかなというふうに思いまして、非常に失礼ですけど、あまり資料を用意しないで発言をさせていただきたいと思います。

略歴・経歴にも書かせていただきましたが、いろいろな部署を経験させていただいたんですけれども、いずれもそれほど長い期間ではありません。2年とか3年とか、短いときにはもっと短くて4か月とかですね。最も長いのは地域担当官、地区担当官というふうに保護観察所では呼んでおりますけれども、先ほど宮川先生の方からお話ありました保護観察官の大部分を占める、市とか区とか地域の行政単位を担当して、そこに住んでいる方の保護観察をやっている

保護観察官でした。これが最も長い経験を持っているわけですけれども,それにしてもまだ保護観察所にいる先輩方に比べれば非常に経験も浅くて勉強も不足しておりますので,私もどこまで御理解いただけるかちょっと自信がないんですけれども,大体書いてあることに沿って,その後,それに付け加えたお話をさせていただければと思います。

まず、なぜ保護観察官になったかということを説明してほしいと言われたんですけれども、 正直申し上げて保護観察官になるまでは知りませんでした。名前を聞いたことはありましたけれども、具体的にどんなことをしているのかということは全く知りませんで、面接を受けに行って、しかもこれが関東地方更生保護委員会という、何の役所だかわからないところから案内が来ましたものですから、興味本位で面接を受けに行きました。そこで初めて保護観察官とか更生保護の仕事を聞いて、これはなかなかやってみたらいいんじゃないかな、自分でやりがいが見つけられるんじゃないかなというふうに思いまして、余りさしたる動機もなく保護観察官になりました。

ただ、保護観察官になるといいましても、私どもの職場の 種とか 種の職員は、何年間か事務官を経験してから保護観察官に補職ということになりますので、私の場合も事務官を4年間やって5年目に保護観察官になりました。実際に保護観察官をやりたいと思ったのは、その4年間の事務官時代の経験でということになるんですね。先輩の保護観察官の仕事ぶりとか、もちろん保護司の先生方の対象者へのかかわりとか、そういうのを職場で間近に見ていまして、これは本当にやりがいのある仕事なんだろうなと感じ、保護観察官をやりたいなという気持ちが年々募って、できるだけ早く保護観察官にしてほしいということで、5年目に保護観察官にしていただきました。その思いは今も変わっておりません。保護観察官というのは非常にやりがいがあって、自分が将来をかけるに足る仕事だろうなと思っております。

ただ,ではなぜ保護観察官を今続けているかということですけれども,先ほど宮川先生からもお話がありましたが,保護司の先生方は直接対象者と地元で日夜触れ合って処遇をしていくわけで,そういう意味ではいいことも悪いことも非常に直接的に実感できる。保護観察官というのはどちらかというと間に保護司の先生方がいて,ワンクッション置いた状態になりますので,ほとんどの場合はそんなにしょっちゅう対象者と会うわけではありません。激しいときには,保護観察が始まって最初の面接をしたら,後は1回も会わないというケースもある。それで更生したという実感が持てるかというと,正直持てません。ですから,自分が一生懸命仕事をして,自分の担当した少年なり成人もそうですけれども,保護観察の対象になった方が更生したな,自分は仕事をきちんとできたなと思えるかというと,正直思えない。うまくいった場合は,保護司さん有り難かったな,本当によくやっていただいたなというふうに思いますし,うまくいかなかった場合には,なぜ自分がもっとかかわれなかったんだろうかと反省することはありますけれども,できたなと思うことは正直一度もありませんでした。

ただ、ではなぜそれで続けられるのかというと、保護観察官を何年もやっていますと、自分は一体何のために保護観察官をやっているのだろうかと思うこともときどきはあるんですね。ただ単に保護司さんの報告書を見て、それなりに何かやって、ほとんどの仕事を保護司さんに任せて、保護観察官って一体何なんだと思うことがあります。そういうときには、先輩の姿を見たり、自分でもう一度何で保護観察官をやりたかったのかというのを思い出して仕事をするわけですけれども、これを続けてきた一番の力になったのは、書類にもちょっと書かせていただきましたけれども、やはり間近で活動されている保護司さんの姿です。対象者だけを見てい

ますと、人間は本当に変われるんだろうかとか、やってどうかなるんだろうかと、非常に懐疑的になることがあるんです。かかわりも非常に薄いですし、短い期間ですから、保護司の先生方のように、対象者の将来性とかよい心だとかいうものを信じられるかというと、難しいところが正直あります。ただ、我々が信じられるのは保護司さん、保護司さんという方がいる、このすばらしい人が人間としている、それでずっと対象者にかかわっていただいている、それが保護観察官にとっては一番力になっています。私以外の人間がそうかどうかはっきり聞いたことはありませんけれども、現場で保護観察官がやはり口に出して言うことは、保護司さんは何て立派ですばらしいんだろうなということです。これは変なお世辞とかそういうことではなくて、そんな人間が本当にいるんだなというのを実感しました。それが、保護観察官を続けてきた一番の大きな理由です。このような保護司さんの少しでも役に立つように頑張りたいという思いです。

ですから,本来は,保護観察官の仕事を保護司さんに支えていただくんですけれども,現場で働いている保護観察官の実感としては,保護司さんにほとんど保護観察をやっていただいている。保護観察官というのは何か保護司さんのできない部分というか,保護司さんが対応し切れない部分とか,そういうところをカバーしていくような感覚になっているというのが本当のところです。だから,制度の理念からいくとちょっと逆転しているのかなとも思いますけれども,それが正直なところかなと思います。

その原因は何かというと、はっきり申し上げて、すぐに対応できるような時間的な余裕がないということです。私の今の担当件数167件というのが保護観察事件の件数ですけれども、これが4月の初めのころは約200件、すなわち、保護観察の対象者だけで200人ですから、環境調整まで入れると450とかそのぐらいの数になるんですね。対象者のことが全部頭に入っているというのは不可能で、頭に入りません。ときには名前を聞いても分からないケースもあります。ただ、対象者の名前を聞いても分かりませんけれども、保護司さんの名前を聞くと、その方がどのケースを持っているのかは分かります。保護観察官はふだん、保護司さんを通して対象者を頭に入れているんじゃないかなと思います。

これだけの件数ですから、私も何人かの保護司さんから、休みの日に対応してほしい、それから夜も対応してほしいということを言われました。個別のケースで必要があって、その危険が迫っているという場合には、当然自宅の電話もお教えしますし、携帯電話の番号もお教えして、連絡が取れるような態勢をとります。けれども、それを1年365日、1人でできるかというと、これはもう正直できない。もしそれをやろうとすると家庭もなくなります。1人ではちょっと抱えられないので、やはり何か問題のケースがあったときの対応になっている。本当はそれでは保護司さんに申し訳ないなと思うんですけれども、そこまでしかできないのが現状だなと思っております。

そのような中で保護観察官をしていて、業務上困難を感じていることというと、とにかく時間がなくてやりたいことができないというのが一番の困難なんですけれども、仮に保護観察官に時間があったとして、人数もたくさんいたとして考えてみても、それでどこまでできるかというと、今の制度の中ではできることが限られるのかなと思います。それは、ここの書類にも書きましたけれども、いろいろな対象者がいて、順調にいく対象者に対しては、保護観察官がほとんどかかわることはありません。一方、順調にいかない対象者というのは、いろいろな制度の狭間に入っている方なんですね。どうしてもいろいろなネットワークの間が空いていると

ころ,ボーダーラインになっているところとか,そういうところで困っている対象者を保護観察所の方で対応しなければいけない。これは人数が多いからとか,手が足りているからということで対応できるわけではなくて,制度的な問題で,どうあっても対応できないということが数多くあります。保護観察官が何人いれば足りるかという話ですけれども,3倍になっても足りないのかなと思います。特に緊急時の対応なども,本当にきちんと実施するためには,担当官が地域に1人しかいないという状態では到底対応できませんし,24時間交代制ぐらいにしないと,今求められている状況には対応できないのかなと思います。

今現在,いろいろな仕事を通して思っていることなんですけれども,まず一番最近強く感じ ていることは,今の保護観察制度のままだと恐らくあと何年かしたら,今現在効果が上がって いる人に対しても効果が上がらなくなるんじゃないかなという危機感を持っています。宮川先 生もおっしゃいましたけれども、今の制度の枠の中で、本当に更生の意欲を持って頑張ってい る対象者もたくさんいるわけですね。そちらの方が圧倒的に多いわけですけれども,また一方 で、全く保護観察を受ける気がない、更生の意欲が見られないという対象者が非常に増えてき た。もともと地域に一緒に住んでいますから,同じ地域に一人でも,保護観察を受けようとし ない人間がそれで何とかまかり通っている状況が起こると,だんだん感化されて,周辺もみん な保護観察が適当になってくる。そのときにどんな対応ができるかというと,例えば1号観察 と呼ばれている家庭裁判所で保護観察の決定を受けた少年に対して、全く保護司さんのところ に来訪しなくても,それだけを理由に保護観察を取り消したりより厳しい処遇を科したりする ということは,今は理論上も運用上もできない。ほかにもっと何か原因がなければ,保護観察 を受けてないからというだけで保護観察処分を取り消すことはできない。それからもう一つ, 4号観察と言われている執行猶予中の保護観察対象者は,例えば執行猶予中に罰金刑を受けて も、それだけでは執行猶予を取り消さないですね。つい最近もありましたけども、執行猶予中 に3回罰金刑を受けたにもかかわらず、検察庁に取消しの申出をしてもなかなか受けてもらえ ないという状態なのです。こうなると、まじめにやっている人がばかを見るような状態になり ますから,こうしたことが広まっていくと,今一生懸命やっている人たちも保護観察に消極的 になっていくのではないかなと思っています。それをどういうふうに改善していくかといって も,指導で改善できる余地というのは非常に少ないですから,やはり制度的に保護観察を受け る気のない人間については新たな仕組みをつくっていかなければいけないのかなというふうに 感じています。

正直言って、やる気がないんじゃなくてやる気を持ってはいるんだけれども実行に移せないというのがほとんどですから、そういう方については今までの保護観察でできると思うんですけれども、初めからやる気のない人についてどんなふうにして更生させていくのかということに関しては、今の更生保護の理念からいくとちょっと外れているのかなというふうに思います。

執行猶予の保護観察については、現場の保護観察官にとって、一番やりにくいんですね。非常にやりにくいです。さっきも言ったように、罰金になっても執行猶予を取り消せないとか、例えば住居を定める手続きについても、ほかの号種に比べて非常に緩やかです。許可制ではなくて届出制にしてあるとか、旅行期間も1週間以上というのが普通の保護観察ですけれども、執行猶予の方の場合には1か月以上旅行しないと届出をしなくていいとか、ということで緩やかですね。制度が緩やかだから指導を緩やかにするつもりはないんですけれども、どうしても最後のところは制度で引っかかりますから、対応もだんだんルーズになってきているんじゃな

いのかなと思います。

保護観察を受けてもしようがないと思っているとは思いませんけれども、受けなくても大丈夫だと思っている人間がいることは確かです。執行猶予が取り消されることはないという意味ですけれども。最近テレビで報道された、青森から東京へ来た執行猶予の保護観察対象者が女性を監禁した事件がありましたけれども、あの事件が報道されて話題になっている最中に、自分も執行猶予で保護観察を受けているという者から実際に保護観察所に電話があったんです。何を言っているかというと、僕のところに最近保護司さんが顔を見せない。保護司さんが顔を見せないで僕が事件起こしたら保護司のせいだ、みたいなことを電話で言ってくるんですね。そういう心得違いをしている人間が増えてくると、今までのように本人の自助の精神を大事にしているでするが、伸ばしていくんだというような考え方は、ちょっと当てはまらないのかなというふうに思います。

ただ,議論されているような,保護観察制度そのものの監視を強めるとか規制を強めるとか,そういう方法に変えていくことが,今更生できている人たちにとってプラスになるとも思えない。もともと私が先輩から言われていたことにも,保護観察の基本法というのは,非常に原則的なことしか書いてなくて,フリーハンドというと言葉は悪いですけれども,保護観察官の裁量,処遇の余地というのが非常に大きい。それはなぜかというと,現実の社会で生きている人間だから,法律でがんじがらめにすると処遇なんかできない。だから割に緩やかでグレーゾーンみたいなものが多くなっているんだと。そのどこをとるか,適切に対応していけるようになるのが,保護観察官として一番肝心なところなんだみたいなことを先輩に教えられましたけれども,そういう意味で言うと,がんじがらめになっちゃうと,規制の枠にはまる人はいいですけれども,結局はそこから外れそうになる人とかボーダーになっている人を救えませんから,そういう意味では全部を厳しくすればいいというものでもないんじゃないかなというふうに思います。きちんとできる人とそうでない人とやる気のない人に対して,どんな対応ができるのかという部分を考えていく必要があるのだろうと思っています。

あと、保護司さんの問題なんですけれども、現場の保護観察官としては、もう保護司さんに対してはいつも申し訳ないという思いしかないんです。最近私が担当している地区で、1人の保護司さんに8人の保護観察対象者をお願いしている方がいます。そういう方は環境調整事件もたくさん持っていますから、実際に社会で生活している対象者と刑務所とか少年院に入っている対象者を合わせると、15~16人担当されている方がいる。それに加えて、先ほど宮川先生もおっしゃっていましたけども、最近保護司会としていろいろな活動をしている。それらにも全部出られている。とても時間的余裕がない。保護司さんからも、「もっと保護観察に専念させてくれ、もともと我々は保護観察対象者の処遇をするために保護司になっているのであって、保護司会の運営をしていくとか関係機関と連携していくとか、そちらに力を入れたいと思って保護司になったわけじゃないんだ」ということをよく言われる。それをやりたくないという思いではなくて、そこに時間をとられると、本来の業務である保護観察に力が入れられないんですよという話をよく聴きます。それは本当にそうだろうなと思います。それは保護司さんが悪いというのではなくて、保護観察所がもっと頑張ればいいことなんですけれども、それができないため、保護司さんにとってはかわいそうな状況なのかなと思います。

保護司の定年制をしきましたけれども,あれについても,現場の保護司さんからは何で急に そんなことをするんだという声が出たんですね。別に突然決めたわけでも何でもないんですけ

れども,定年制をしいておいて保護司さんを確保しろと,保護観察所は無理難題ばかり言って くるということを言われます。保護観察所の方で保護司を確保する方法がないんだったら,何 で定年制なんてとったんだということを今でも言われます。さらに,保護司の高齢化が進んで いるから,若い方を保護司さんにした方がいいんじゃないかということで,保護観察所は若い 方を探してくださいとお願いしていますけれども,若い方が果たしていいのかどうかというの も,現場で保護観察官をやっていると,ちょっと疑問があるんですね。確かに保護司さんは高 齢化しています。それは事実です。ただ,ほとんどの保護司さんは非常に元気ですし,体だけ でなくて精神的にも、それから若い方に負けないよういろいろな興味や関心を持って生活され ている方がほとんどです。では幾つなら若いのか。40代だったら対象者と話が合うのかという と,合わないですね。30代でも多分合わないと思います。10代の少年たちが言うのには,3年 違うともうおじさん,おばさんなんです。15歳の子にとっては,20歳の子がおじさんやおばさ んになっちゃいますから,話が合わないんですね。ですから,保護司さんが,70歳の方から60 歳の方になったから話が合うかというと合いはしないですよね。そういう議論ではないんだろ うなと思います。もっと言うと,若い保護司さん,全員とは言いませんけれども,やる気がも のすごくありますから,対象者の処遇に非常にのめり込んで一気呵成に処遇していって,かえ って対象者を追い詰めたりすることもある。元気があればいいというものでもないのかなと思 うわけで,もう少しいろいろな方に保護司さんになっていただいた方がいいんだろうなと思い ます。若い方だったらいいとは思えない。

本当言うと、保護司さんに定年制をしきましたけれども、まだまだやっていただける保護司さんの場合は、任期を2年から1年にして1年更新にしてでも、やっていただけるまで続けていただきたいなというのが現場の保護観察官の正直な思いです。新人の保護司さんに難しいケースをお願いできるようになるまでには、何年もかかります。ここのところで一気にベテランの保護司さんが辞められると、保護司さん方も先輩に聞きにくくなったり、保護観察官も難しいケースをお願いしにくくなったりと、非常に苦労しているのが実情です。これからもっと辞める保護司が増えますので、もっと大変になるかなと思います。

野沢座長 そろそろまとめていただいて。よろしければ,質問をまたお受けしますので。 藤井氏 そうですね。では,質問があれば。

野沢座長 それでは,今の藤井さんのお話に御質問がございましたらどうぞ。本江さん,どうぞ。

本江委員 私ばっかり話してもしようがないんですけれども、これもまた時間がないのでー、二お尋ねいたします。今の藤井さんのお話を聞いていると、1人で200件とか400件などという、言ってみればべらぼうな数なんですよね。刑事司法というのは、警察から始まって検察も裁判所もそして刑務所の矯正もどの刑事司法機関も、いわゆる大量処理という、コンピュータにかけてやるというようなことができない分野の仕事なのであって、言ってみれば手づくり的な要素があるのですが、この中で1人200件とか400件などという状況では、保護観察官の皆さんはほとんど思うことができないというふうにあきらめかかっちゃっているんですか。それとも何とかそれを乗り切ろうと思っているのですか。その辺の現場の方の感覚を。

藤井氏 あきらめている方はいないと思いますね。何とかしたいと思っている人がほとんどですし、現にそれは何とかしています。あきらめるんじゃなくて、本当だったらもっとやりたい。例えば、全体のうちで手をかける、面接をしたい、訪ねていきたいというケースが100件あ

ったとすると、現実の時間でできるところまでとにかくやろうという形だと思います。

本江委員 でもですね,そのいわゆる対象者ごとに,どういう動機でどういう犯罪を犯したのか,心の奥底に潜む各対象者のどろどろとしたものですね,そういうものを保護観察官の人たちはどういうふうにして各対象者ごとに把握しておられるのですか。つまり,その性格なり危険性なり,犯罪傾向なり,そういうものを把握しないと対応,応対ができないと思うんですけれども,その辺はどういうように考えておられ,またどんな手段で把握しておられるのですか。

藤井氏 通常,少年院とか刑務所とかから来る対象者に関しては,非常に細かい調査書類がありますので,まずそれを見れば大体のことは分かるんですね。あとは,やはり自分で面接をしてつかむしかないと思うんですけど。

本江委員 いわゆる警察官の調書に非常に詳細に生い立ちからの経歴が書いてありますよね,司法警察員調書というのは。また検察官が,事件を犯したことについての一番とどのつまりの自分の気持ちというものをえぐり出して検察官調書に書いてありますよね。そういう事件記録というものは見ないんですか。

藤井氏 事件記録を見ることはほとんどないですね。

本江委員 それはまたどうしてですか。

藤井氏 そもそも事件記録は,手元にはないですから,それがあるところに行かないといけないし,そうするとやはりよほどの事件でないとそこまでは当たらないというのが実情ですね。 本江委員 どうもありがとうございました。

佐伯委員 先ほど執行猶予者の保護観察,すなわち4号観察で,罰金刑に繰り返し処せられても取消しが行われないという御紹介があったんですけれども,検察官に申出をしても,検察官が請求をしないという何か理由があるんでしょうか。

野沢座長 2つ質問がありまして、申出をすることがどのくらいあるのかということと、申出をしても検察官が請求をしないとすると、その理由は何だろうかということなんですけれども。

藤井氏 まず答えやすい方からいきますけれども、検察官が請求しない理由というのは、刑法第26条の2第2号に規定する「情状が重いとき」に当たらないという判断ですね。要するに、個々の犯罪については罰金で決着がついている。検察官は個々の事件についてしか担当しませんから、一連のケースとして、1人の人にずっとかかわっている検察官は当然いませんので、1つ1つ結論が出ており、それについては処分を受けているという判断をされる。その判断がはっきりしていますので、ほかに情状でとるところがなければ、申請をしないというのではなくて、保護観察所が申出自体を控えるようになります。

佐伯委員 分かりました。

野沢座長 ほかにいかがでしょう。

金平座長代理 藤井さんがお書きになりました官職歴ですか、これを見ると、随分御転勤になっておりますね。これは藤井さんだけでなくて、大体あなたの世代というか、保護観察官はこういうふうな動きをしていらっしゃるものですか。藤井さんが特別とは思わないんですが、それが一点。

それからもう一つは,今日のお話を聞いていて,なるほどそんなに地域のことは知らなくて もいいんだと思うようにはなりましたけれども,保護司さんの仕事となると,やはり犯罪,そ れから地域の中のいろんな更生のプロセスというのがあるように思うんですが,こんなにお変わりになると,地域のことにかかわる暇はないなと思ってお話を伺っておりました。したがって,この動き方は普通なのか,それから保護観察官はほとんど地域にはかかわらないのか,そこら辺のところをちょっと教えてください。

藤井氏 私の経歴が一般的かというとちょっとそれは分かりませんけど,仲間内を見ている限りではこれほど替わることはそんなにはないのだろうなと思います。

金平座長代理 多いんですね。

藤井氏 多いと思います。それは,私が希望して異動しているからです。できるだけ全部の 部署を経験したいと思って,東京保護観察所ではそういうふうに動きましたから。希望しなけ れば同一の部署で,ずっと担当官を続けている方もいます。

それから、地域を知らなくて保護観察ができるかというと、正直言ってできないです、本当は。また、地区担当官という仕事自体は変わらなくても、担当する地区は2年か3年ぐらいでどんどん替わっていきます。ですから、同一地域では、大体長くても3年ぐらい。私は今、印旛を担当して3年目なんですけれども、3年ぐらいやると嫌でも地域のことは分かるんです。分からないと対象者と話ができないです。まず、どこの道路にどんなお店があるかというところが分からないと、聞いても話さないですね。知らないやつに何を言っても無駄だという感じになります。しかし、それは仕事だけをやっていても到底覚えられません。ですから、自分の時間で地域を回るしかないですね。

野沢座長 どうもありがとうございました。まだまだお伺いしたいことがたくさんありますが,時間の関係で先へ行かせていただきたいと思います。ありがとうございました。

竹花さん,それでは続いてお願いします。

竹花氏 私は警察で30有余年過ごしておりますけれども,そのうち警視庁の生活安全部長と広島県警の本部長をやっていた時代に,少年の問題についてかかわったことがございます。その中で保護観察についても,幾つか問題点があり,こうすべきではないかと感じてきたこともございまして,それについて簡単に説明をいたしたいと思います。

保護観察に当たっておられる保護観察官や保護司の方々が,非常に善意の方々で,懸命に取り組んでおられることを前提としながらも,しかし,少年の保護観察というものが必ずしも十分に機能していないのではないか,改善すべき点が多々あるのではないかという立場で申し上げたいと存じます。

私のレジュメの3枚目に、中国新聞の切り抜きが3枚ございます。これは広島で当時非常に問題になっておりました、暴走族対策に関連してのものでございまして、ちょっと見出しだけでも御覧いただいた方がよろしかろうと存じます。この暴走族は、捕まりまして、審判にかかりまして、保護観察処分になっております。それは彼らにとっては大変有り難いことでありまして、裁判の過程では「ちゃんと学校に通います」「暴走族を辞めます」と、裁判官の前で固く約束して出てくるわけでありますけれども、その舌の根も乾かないうちに、彼らは暴走族の特攻服を着て、この写真にありますように暴走族特有のい集である集会に参加しています。そういう実態について、広島県警といたしましても放置できないということで、様々な取組をしてきましたが、その関係の記事が書かれているわけであります。

この中にありますように,広島保護観察所の保護観察官はたった13人。当時広島県警は,暴 走族を延べ1,000人逮捕しております。1年間にです。そのうちどれだけ保護観察になるかとい うことについては、僕も承知しておりませんが、しかし、ここの保護観察所の所長さんのお話によると、私たち保護観察官がこのい集現場に行ったとしても、少年の顔が分からない。それはそうです。最初に1回会うだけで、あとは保護司さんにゆだねているわけですから。分からないのが当たり前でありまして、したがって、十分な措置も講じられないという状況が長く続いていたということでございます。

そういう中で、私どもが感じておりましたのは、暴走族の少年というのは、いわゆる非行集団の中で行われた、非行集団の中での犯罪少年ですね。そもそもそういう少年に、保護観察制度そのものが軽んじられているのではないかということが一つ。もう一つは、こうした暴走族少年を立ち直らせるというのは、現行の保護観察制度、あるいはその制度の運用のあり方では無理ではないかと。実際、保護司さんが行われる活動というのは、多数の対象者を持っていることもあるでしょうし、お一人でおやりになることが多いということもございまして、対象者と月に2度ほど面接するというのが、恐らく大方ではないかと思います。それを短時間で、私の知る限りでは恐らく40~50分程度の面接を1回おやりになるというだけで、果たしてこの暴走族連中を更生させていくことができるのかということになりますと、それは難しいと思います。

2番に移りますけれども,そうした保護観察の実効性確保のために何をすべきかと,私自身 もいろいろ考えましたけれども,まずこうした保護観察制度の運用状況が,制度の目的を十分 に実現しているのかどうかということについて、しっかり検証してみることが大事だと思いま す。今宮川さんもおっしゃいましたけれども,一生懸命やっておられて,それなりに機能して いるとおっしゃるけれども,本当に機能しているのかということをしっかりと検討することが 大事じゃないかと。というのも,保護観察中に罪を犯して再び検挙される人が,5人に1人い るわけですね。これが多いか少ないかという議論はあるのかもしれませんけれども,しかし, この5人に1人の中には,重大な犯罪を犯した少年もいるわけでございます。例えば,強盗事 件。少年の強盗事件というのは,年に1,700~800人捕まりますけれども,そのうち再犯者とい うのが ,1,043人ぐらいいるわけです。その再犯者1,043人のうち ,保護観察中というのが133人 いるわけです。こうした保護観察のありように,果たして問題はなかったのかどうかというこ とを,個別のケース分析を通じてしっかりと議論することが大事だと思うんです。それは,何 も保護観察だけに問題があると指摘しているわけではないんです。そもそも保護観察処分に付 したその審判そのものに何か問題がなかったのかということや、その後の保護観察のあり方も 含めて,やはりきちんと検証をしてみることが大事だと思うんです。それなくしては,本当に 今の保護観察制度が機能しているのか、あるいは問題があるのかということは、私自身も確信 をもって言えないわけでありますけれども、そういうことがすごく大事ではないかと思います。 そういうことを通じて,また,問題があるかどうかも探りながら,更に効果的な方法がない のかどうかということを検討し得るのではないかと思います。その検討は実は,捜査をした立 場,検察の立場,家庭裁判所の立場,保護観察所の立場,あるいは場合によっては付添い人の 立場,そういう方たちが,個別のケースについてそれぞれ判断をなされているわけですから, 警察は刑事処分が相当だと,あるいは少年院送致が相当だという意見を持っていたにもかかわ らず,結果的に保護観察処分になった場合,その過程にどういう判断が加わったのか,そうし たものが現場にいる人たちの共同作業によって,検証されるべきだと思います。実は,少年犯 罪を社会内処遇で解決しようとする,そういう政策をとっており,それがほぼ中心なわけです ね。今犯罪者として少年を罰するのはごく限られた例ですし,少年院もそう多くありません。 審判で保護処分となる方が一番多いわけですけれども,審判を受けて保護処分になったうちの 8割近くが,この保護観察処分なわけですから,そうした検証をきちんとやっていくというこ とは,少年を犯罪者としてではなくて,いわば健全育成をしようということを政策としてとっ た国の責任として,また,被害者に対する責任として,再犯を防ぐという意味でも,国民に対 する大きな責任だと思います。

そういうことが必要であるということを前提にしながら,今私がこれだけはやるべきではないかと考えていることが,次に六つ書いてあります。

一つは、やはり少年の保護観察においても、重大な遵守事項違反をする場合があるので、こういう少年に対して新たな措置をつくるということです。このことは、一つには、保護観察処分を甘く見られないようにするということが目的でありますし、もう一つは、保護観察中の再非行を防止するという意味でも重要だろうと思います。少年法の改正法案が先の国会で廃案になりましたけれども、一刻も早く実現することが重要であると思います。

二番目は、そうした仕組みをつくりましても、問題はその少年に遵守事項違反があるかどうかを誰が発見するかということなんですね。今の保護観察官や保護司の立場では、発見できないだろうと。だって、1か月に2、3度面接している中で、彼らが正直に保護司さんの質問に答えて、ちゃんとやっておりませんという方は、まず少ないであろう。そうすると、例えば、暴走族の問題や非行少年集団について情報を得ている警察だとか学校だとか、あるいは親たちも含めて、そうした協力を確保できる仕組みがどうしても必要ではないか。これがなければ、たとえ、一番で申し上げたような仕組みができたとしても、空振りに終わるということは必定だと思います。

三つ目でありますけれども、そうした保護観察の方法に、改善が加えられてもいいのではないか。保護観察中の少年に社会貢献活動への参加、及び被害者の心情を理解させる修復的措置への参加を義務付けるということもあっていいのではないか。これは、保護処分として今少年法が定めておりますもの以外にも、いわば保護的措置といいますか、そうしたものを子供たちにしっかりやり切らせるということが大事だということは、それなりにみんな認識しているわけですね。家庭裁判所の試験観察の過程でも行われているわけですから、保護観察中の少年について行われても何もおかしくないわけで、そうしたものが行われていくべきだろうと思います。

もう一つは,4番にありますけど,多用な社会経験の機会を提供するということであります。 保護司さんとの面接活動だけではなくて,最近は,保護観察においても子供たちに結構いるい ろな取組をされているということは承知しておりますけれども,それをもっと幅広く広げて, 子供たちにいい加減な大人ばかりじゃないということを,更に広く知らせていくような活動が, もっと広範に広がればというふうに思います。

そして,5番目に書いてありますが,こうした2番,3番,4番に関連しては,保護者の協力がどうしても必要なことであって,保護者の協力をしっかりと求められる規定,法的根拠が必要だと思います。今度の少年法改正案でこの部分が書かれておりますので,是非とも成立させて,こうした2番,3番,4番の活動の中に,親を入れていくということが必要ではないかと思います。

6番は,少し突飛なというふうにおっしゃられるかもしれませんが,今の少年の審判では,

犯罪少年として対処される子供たちを除きますと,審判の中身としての保護処分は,少年院送致,児童自立支援施設送致,保護観察処分という3つなんです。そうすると,児童自立支援施設は必ずしも閉鎖的ではありませんけれども,しかし基本的に施設ということで,子供たちにとって忌み嫌われている社会的にマイナーなイメージの施設であります。少年院は,今いろいろな改善がなされていますが,少年院に送致されるということは,子供たちにとって大変なことであります。少年審判の過程ではここに送らないように,どうやって子供たちを保護観察処分にするかということで,付添人の方たちは争われているわけですね。

そうした中に、もう一つ中間的な措置があってしかるべきではないか。というのは、保護観 察処分にすると,住むところは大概家庭です。ところが,この家庭に問題があることで犯罪に 至ったケースが多いわけです。ですから、この家庭ではない場所に保護観察中の少年を住まわ せることができないかと。実は一部の弁護士さんたちもやっておられますけれども,今,ごく わずかですけれども、自立支援ホームというのが東京都にございます。寝る場所と食べる物を それなりに保障しながら,そこから学校にも通常どおり通える。しかし,その自立支援ホーム には,保護観察所のそれなりの目配りが届いている。今の,施設内処遇か,それとも保護観察 という中で家庭に住むのかという二者択一ではなく、もう一つ中間的な道を制度として用意し てやらないと,家庭崩壊が広がっており,そのことがまた少年犯罪の大きな原因になっている という、そこを解決できないのではないかというのがこの6番に書いてあるものでございます。 それから三つ目でございますけれども、そうしたいろいろな改善を加えていく上で、しかし なお、保護観察所の体制の強化というのは急務であると私も考えます。また、保護司の確保と いった問題も,大変重要だろうと思います。しかし,成人と少年の場合はやはりその活動の中 身が大きく変わるわけで,少年の保護というのは非常に専門的な知識が必要であろうと思いま す。それは,少年を立ち直らせていくという,もちろん成人も対象者の自発的な意思を中心に しながらそれを援助するわけでありますが、少年の場合にはもっと専門的な立ち直り方策が必 要であろうというふうに思います。少年と成人の保護観察の活動というのは,やはりかなり違 いがあるし,それに対する体制のあり方も変わってしかるべきではないかと思うんです。

少年の保護観察には専門性が必要だという立場で考えますと、保護観察官を増やすのが一番ですけれども、そんなに数を増やせないのは自明の理であります。そうすると、この保護観察官を補佐する方法を考えなければいけない。その方法として、二つあるのではないかと思います。

一つは、保護司とは別に、保護観察官の活動を補助する、専門的な知識を持つ民間サポーターをつくるということでございます。土曜日、日曜日、子供たちを一月に5、6人見てやろうじゃないかという集まりを、ちょっとした専門的な知識を持った若い人たちでつくっていく。あるいは若い人たちでなくてもいいんです。実はOBでもいいんです。家庭裁判所の調査官のOBでも、あるいは学校の先生のOBでも、あるいは少年鑑別所や保護観察所のOBの方々でもいいんです。保護観察官をサポートする専門家として、そういう方々を確保するということが一つの方法だと思うんです。実はこれに近い団体として、BBSという組織があります。若い人たちが主にやっています。彼らもこうした立場になり得るのではないか。今BBSの人たちは、随分年がたたないと保護司になりません。でもBBSの人たちの中には、やはり引き続き、そうした活動を進めたいと思っている方もおられるので、そうした方たちもこうした仕組みをつくれば入れるのではないかと。この人たちの活動というのは、専門的な知識を必要とす

るわけですから,何らかの試験が必要だと思います。試験制度で登用する,何らかの講習を受けたなど,経験も必要かもしれないけれども,試験制度で登用することも一つはあるのではないか。そして,そういう専門的な資質を持ち,試験を受けた方たちですから,報酬を出すことができるわけですね。それはそんなに大きな報酬ではないとは思いますけれども,しかしちゃんと報酬を提供できるという仕組みができ上がるのではないだろうか,そういうふうに思います。

もう一つの方向は,児童委員の一部が主任児童委員を務めております。あれと同じような形で,今の保護司の方々の中に,少年問題を専門的に担当する少年担当保護司といったものを設けるという制度も一つ考えられようと思います。その場合でも,やはり試験に受かっており,専門的な知識を持つという形にしておけば,報酬制が適用できるのではないかと思います。

次にまいります。その他のところでありますが、保護司会活動の近代化と書いてあります。 保護司会の方々の活動が善意に基づく非常に立派なものだということを、僕は本当にそう思っておりますけれども、先ほど保護観察官の方からもお話がありましたように、やはり保護司の活動を個別のケースワークにもっと集中すべきだと思います。今保護司会の中には、広報部とか研修部とか総務部とかがありまして、この活動が結構大変だと聞いております。これは実は、PTAや私ども防犯協会も似たような側面があるのかもしれませんが、そうした内部的な組織のやりとりに少し追われているのではないか。私自身が存じ上げている何人かの保護司からも、そこを改善すべきだという意見が聞こえてまいりますし、また、保護司会の運営の在り方が年功序列で、非常に閉鎖的だという御意見もございます。

余り時間がございませんので次にまいります。"社会を明るくする運動", これは立派な活動でありますけれども, これも少し身内の活動になりかかっていないかということについても検討すべきだという意見があります。私自身も"社会を明るくする運動"で講演に何度かまいりますけれども,来ておられる方は保護司さんばかりです。これでは外に広げる活動じゃなくて,内部の研修ですよね。そうではなくて,もっと広げるような活動が目的であるとすれば,それに見合ったようなものを考えたらどうかということ,これは私自身の意見でもあります。

4番目にございますけれども、関係する実務家との交流を深めることが、絶対にこの問題については大事だと思います。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、少年非行を担当する実務家は、警察もおりますし、裁判所の方もおられるし、保護観察の方もおられます。学校の先生もおられますけれども、そうした様々な方々が、絶えず個別のケースについて意見交換をしていく場が、広く設けられることが大変大事だと思います。そうしたことを進める上でも、役人同士であるこれらの関係機関の人事交流が、もっと広げられても一つも不思議ではないと思います。やはり警察と裁判所、家庭裁判所あるいは警察と保護観察所、そうしたものの人事交流がもっと行われて、お互いの壁を乗り越える努力をしていくことが必要であろうと思います。

その他の問題でありますけれども,余り詳しくは申し上げられませんが,少年の保護観察の問題は,それぞれの立場の方々がすごく自負心を持って懸命に努力しているものではあると思うんですけれども,先ほど申し上げたような検証を通じて,今の少年法に定められた,裁判官がその少年の非行の事実認定に加えて保護処分の中身についても決定する権限を有し,それを受けて,それとは全く別の組織の保護観察所が強制的な措置を講じていく,そうしたあり方で果たしていいのかどうかということを含めて,基本的な仕組みについても議論がなされていく

ことが大事ではないか、それがまた保護観察処分の実効性を高めていく一つの方法ではないかと思います。

以上でございます。

野沢座長 ありがとうございます。

竹花さんは、広島で暴走族の取締りを御担当されまして、警察の立場から非常に積極的に取り組まれ、それから行政の藤田知事さんを始め皆様方が条例整備でバックアップをされ、住民の皆様も立ち上がってくれた。だから13人の保護観察官で、1,000人の暴走族を何とかコントロールされたという、大変貴重な御経験をお持ちなんですが、このことは非常に大事なポイントだろうと思います。今保護司さんが努力をされ、保護観察官も努力していますが、加えて警察とか行政が一緒になってやってくれると、随分効果が上がるものだなと。典型的な例を一つ実践されてこられたと、日ごろから敬意を表しているんですが、東京でも随分御苦労されておりましたが、小さな犯罪を見逃さないというお立場でおやりになって、このごろ刑事事件も少し減りぎみだとか。昨日も石原知事さんにお会いして、歌舞伎町が少しきれいになったということですが、東京都副知事時代の御経験を含めて、こうすればよくなるという御提言があったら是非一ついただきたいなと思いますが。

竹花氏 今宮川さんからもお話が出たんですけれども、小さな少年犯罪は少年が結局SOS を発しているわけですね。その小さな犯罪を犯したときに,どうこの子供たちにかかわってい くのかということは,絶対に大事なことだと思うんです。それを見逃しますとだんだん大きく なっていって,家庭裁判所の審判のお世話にならなければいけない。それでもまだ少年の間は, 私たちが彼らを変えることができると僕は思うんですね。ですから,少年法の理念というのは 間違ってない。変えることができるのだから,変えるような体制と仕掛けを,もっと私たちは しっかりと築かなければいけないのではないかと思うんです。少年事件がこれだけ大量になる ということを 恐らく多くの方たちは想定しておられなかったのだろうと思うんですけれども , その少年のレベルはいろいろあるわけですが、どのレベルでも大人社会がこの子供たちのSO Sをしっかりと受けとめて、ちゃんと働き掛けてやる、そういう仕組みをつくらないといけな いし,そのことは実は後に成人の犯罪を減らしていく上でも,ものすごく大きな投資であり, 効果があるわけですね。この段階でしっかりやり切れれば,成人の犯罪もうんと減っていくだ ろうと僕は思います。そういう意味では、ここにどれだけの投資をするかということが、今、 国として問われていると思えてしようがないんです。そのためには学校にも頑張ってもらわな ければいけないし,いろいろな地方自治体も頑張らなければいけないんですけれども,その役 割分担をみんなで決めてしっかりやっていこうという合意を,どうやってつくっていけるのか というところが,今僕ら大人社会に求められている知恵だと思います。

野沢座長 先生方,御質問があれば,どうぞ。

桝井委員 竹花さんの広島での御努力は,大変参考になると思います。

この保護観察の問題については、どうもいろいろな分野の方から指摘されますけれども、一つは、保護観察中の者の約7割が少年であるということが言えるわけですよね。

そこで、竹花さんは、少年についてどう考えるのかということを非常に重視して言われたのだと思います。そうなってくると、この場合、先ほどの、保護司さんが5万人という問題とはちょっと違う問題にもなりかかっている。竹花さんが恐らくおっしゃっているのは、今、保護司の方が5万人おられる中でいろいろやっておられるけれども、処遇者として扱う7割の少年

についてはほとんど機能をしていない,とまではおっしゃっていないけれども,これからはそう期待できないということを,言ってみればおっしゃっているのかどうか。保護司というものについて,非常にドラスチックなことを言われているわけですけれども,これから議論していく上で,今ある保護司制度の将来というものに,どんなことを思っておられるのか。特に,この少年との絡みの中で実務としてどうかということについてお伺いしてみたい。

竹花氏 私は、保護司の方々を随分たくさん存じ上げております。実は少年補導員をやっておられる方々の中には、保護司をやっておられる方がたくさんおられまして、今日のためにもそういう方たちといろいろ意見交換をさせていただいたのですが、実は5人に1人が再犯を犯していると言いますけれども、5人に4人は立ち直っているんですね。その後また悪いことをする子もいるのかもしれませんが。そういう意味で、今の少年の保護観察制度がそれなりに機能していることを、僕は否定しませんし、そのとおりだと思います。もっとも、それが保護司さんの功徳によるものかどうかはちょっと分からないけれども、しかし、今の制度の中で立ち直っている子供も多数いることは事実である。しかし、一部とは言えない、かなりの数の子供たちが更に再犯を積み重ねていっているというのも事実だろう。この部分を一体どうするのかということについて、真剣に考えるべきだというのが僕の立場であります。

桝井委員 そうすると、機能分けみたいなことになるわけですか。従来の保護司さんと、それから、増えているとおっしゃった、いわゆる非常に処遇の難しい者に対する、特別チームのようなことを考えておられるんですか。

竹花氏 今の保護観察の中で,分類分けをして対処されていると思いますけれど,その少年が危ない保護観察対象者かどうかというのは,警察だとか裁判所などの関係者が集まれば大体分かるわけですね。そういう子供たちというのは,暴走族であったり非行集団の中で犯罪を犯したりした子供たちが大半だと思うんです。例えば東京都内では,1年間に大体1万5,000人ぐらいの少年が検挙されますけれども,保護観察処分になるのがそのうちの2割ぐらいだとして,3,000人ぐらいですか。問題となる少年は,このうちの更に2割から3割だと思うんですね。そうした少年たちに,特にどう集中して対処していけるのかということで,事態は大きく変わるだろうと僕は思うんです。ですから,そういう観点で,今の保護司さんが果たしている役割のほかに,その2割,3割の部分を強化するためには専門的な知識を持つものが必要ではないか。例えば,今の保護司さんとは違う舞台をつくっていくとか,あるいは今の保護司さんでもっと勉強していただいた方に更に担当していただくとか,そういうふうにすることが必要なのではないかと,そんなイメージでおります。

野沢座長 ほかにいかがですか。どうぞ。

堀野委員 先ほど藤井観察官は、保護観察の制度と他の福祉関係の諸機関との連携が必ずしもうまくいっていない、お互いに縦の線で分かれており、有機的な形で一人の人間の更生保護に役立っていないという、制度的な欠陥があるのではないかということをおっしゃったと思います。それから今、竹花さんは、そういうレベルで専門的な民間のサポーターなり、あるいはそういう専門職をある程度導入しつつ、その質を深めるとおっしゃった話を非常に興味深く伺ったんですけれども、一つ竹花さんのおっしゃる点でよく分からなかったのは、検証するということ。例えば、個別ケースにおいて検証するというとき、それは警察の段階から、要するに一番最初の犯罪あるいはぐ犯、そういう段階で把握された警察の段階から、家庭裁判所、そしてまた保護観察所という縦の流れで成果を上げたかどうかを検証していくということ、それ自

体は,非常にいい発想だと私は思うんですけれども,それを本当にやろうとするならば,審判のありようとか,あるいは執行猶予者等につきましては,刑事判決のありようとかについてまで論議をしていかなければ,その犯罪を本当に抑止し得たかどうか,再犯を抑止し得たかどうかの結論というのは見えてこないと思うんですが,その辺の難しさはどのようにお考えでしょうか。

竹花氏 成人の執行猶予と少年の保護観察というのは,性格が全く違っていて,執行猶予であろうが何であろうが,成人の場合は刑罰,犯罪者として措置されているわけですから,そこでの裁判所の役割というのは絶対的なものだと思うんですね。少年の場合は,保護観察処分に付するということは,保護観察に付することによって少年を立ち直らせることができるという判断を家庭裁判所がなされるわけですね。しかし,そのことは,将来のかなり不透明な部分を含んでいる判断なんですね。ですから,それは,事実認定とは違った,あるいはこうした犯罪に照らして量刑はどうかということとは違った問題だと思うんです。そこでの判断は,通常の成人の刑事事件の判断よりもっと難しいと僕は思うんです。

したがって、その時点でやっておられた仕事は正しかったのでしょうけれども、ひょっとしたら保護観察処分というのは間違っていたという可能性もあり、それが見直されるということについて、もっと前向きであっていいのだと私は思います。それを、いったん裁判所が下した判断だから、それを論評するのはとんでもない話だとおっしゃるのは、少年の立ち直り方策を考える中では、少し違うのではないか。もしそうおっしゃるのであれば、家庭裁判所の裁判官がこの立ち直り方策を判断するという今の仕組みを考え直すべきだと思うんです。そういう性質の問題だと僕は思うんですね。

堀野委員 分かりました。

野沢座長 いろいろお伺いしたいんですが、お時間の関係がありますので、続きまして清水さんの方からお話を伺いたいと思います。

清水氏 清水でございます。今日はどうしても変更できない行事がありまして,遅れて参りました。お許しをいただきたいと思います。

私は,38年間更生保護官署で勤務をしまして,今年の3月に退職しましたけれども,その間のいろいろな経験等を踏まえて,今後の課題あるいは現状の問題点等について報告させていただきたいと思います。

たくさん書かせていただきましたけれども,既に御覧いただいたかと存じます。御報告の前に,実際に保護観察をどんなふうにやっているのかという,多少イメージを持っていただきたいと思いますので,2つほど事例を報告させていただきたいと思いますけれども,その前に,僭越ながら,今藤井さんと竹花さんからお話が出た中で,二点だけちょっと触れさせていただければと思います。

一つは、保護観察執行猶予者が、罰金程度と言っていいかどうか分かりませんけれども、人身事故や何かがあった、そのときの取消し申出がなかなかできない、あるいは私どもから言えば取消しに応じてもらえないという話がありました。確かにそうだったと思います。ただ、私はこの3月まで関東地方更生保護委員会におりましたけれども、東京地方検察庁と東京保護観察所は、罰金でも取消しの申出なり申請を請求すべきものは必ずやるということで協議をしまして踏み切っておりますし、その方針は東京地方検察庁から東京高等検察庁管内の検察庁に情報提供していただいているという前提で、3月の関東管内の所長会議で、それを参考にして動

こうということを議論しております。ただ,やはり制度上は,今の基準そのもの,要件そのものがなかなか難しいということは,今お話が出たとおりだと思います。

それから,私は後で申し上げたいと思ったんですけれども,関係機関同士の連携といいますか,特に裁判所が言渡しをした保護観察が終了した後で,それを決定機関にどうフィードバックするか,あるいは保護観察所と少年院との関係も,あるいは保護観察所と保護司さんとの関係もそうですけれども,期間が満了し,あるいはその他の理由で保護観察が終了したときに,お互いにどういうふうに振り返ってそれを今後に役立てていくか,あるいは私どもから保護司さんに対して言えば,本当に御苦労さんでした,そして,何が大変で何が足りなかったか,それを振り返ってお話をしましょうと,そういう時間がないということが一番心に残ることでございました。

家庭裁判所は保護観察所に対して、保護観察の成績について報告を求める権限を持っていますし、私どもも保護観察が終了した段階で制度上は成績報告をしておりますけれども、なかなか裁判所の方も、それを見てフォローしてみようという時間まではないだろうと思います。私も現場にいたときは、家庭裁判所に時々ふらっと行って、成績報告をした点はどうなっていますかみたいなお話をしましたけれども、いやまだ積んであってというようなことが多いです。今御指摘いただいたことは非常に大事な点であろうと、改めて思いました。

一つお手元に,資料をお配りしました。これは数年前の資料で,ちょっと古いんですけれど も,保護観察というのはこういう実態だとイメージを持っていただくにはいいかなと思い,た またま暴走族のケースでございますけれどもお配りしました。これは,ある団地の自治会が発 行している広報誌でございますけれども,暴走族が一番多いところでございます。中を御覧い ただければ分かるんですけれども,保護観察官と保護司の方の御指導で,保護観察を受けてい る11人の暴走族少年がだんだん集まって,地域の清掃ですとか,その年は大雪が降ったんです けどもその雪かきだとか、社会参加型と私ども言っていますけれども、そういう奉仕活動を続 けるようになってきました。その上で,自分たちが住んでいる団地の夏祭りで,盆踊りの屋台 づくりなんかを手伝わせてほしいということを,保護司の方々が団地の自治会にお願いしまし た。団地の自治会では、大体みんな知っているわけです。悪い子あるいは札つきの少年たちで す。それは勘弁してくれということだったんですけれども,そこを何とかということでいろい ろお話をしまして,それでは名簿を出してくれというところまでいきました。いやその名簿も 勘弁してくれということで,最終的には,地元の有志青年ということでいいじゃないかと受け 入れていただきました。一番最後に出てくるんですけれども,役員もお陰で一日休暇が余計に とれたということがあったんですが,屋台をつくったりするなど彼らは大変張り切ってやって くれた。この記事の真ん中に記念写真が載っていますが,これは地元の有志青年たちというこ となんですけれども,実際はもう剃りを入れているというか,額の両わきを剃り上げている顔 まで入っているんです。けれども,真ん中には保護観察官と保護司さんも含めて記念写真のよ うになっています。ですが,青年有志というふうになっていますけれども,彼らが札つきの少 年たちで,保護観察中だということを地元の人たちは知っているんですね。保護司も写ってま すし,保護観察官も写っている。でも,知っているけれども知らない顔をしている。その上で 受け入れて,彼らの居場所を提供しようじゃないかという形になっているわけです。そういう 地域の理解,居場所をつくってやる,そこまでのプロセスをどうやって持っていくか。保護司 さんが暴走族の少年たちの中で一目を置かれているということも含めて,実にそういうプロセ スが保護観察の実態で,確かに走っている少年たちをピックアップするという,そういう点ではなかなかできませんけれども,保護観察のプロセスはそういう形でやってきているという一つの例でございます。

ただ、警察の少年係とは、特に暴走族の関係なんかはデータベースをつくったりしてやり取りをしようじゃないかということで、東京や名古屋の保護観察所などではやっているんですけれども、実はこの地区でもこの後、暴走族を卒業した少年から保護観察官に電話がありました。「地元で暴力団と暴走族が抗争事件を起こして、600万ぐらい暴走族がその暴力団に納めなきゃいけないらしい。自分のところに1万円のカンパが回ってきた。俺はもう暴走族を卒業してるし縁も切りたいから黙って1万円払ったけれども、多分これが全部の中学校に回ってくると思うよ」という連絡でした。普段密接にやり取りしていますから、保護観察官が警察の少年係の方にすぐ電話をして打合せをやりましたら、警察がすぐ裏をとって、いやそのとおりだということで、保護司会と青少年問題協議会とPTAと学校と警察が保護観察所に全部集まりました。それは本当にすぐ集まりましたけれども、対策を打ってその問題が広がらないで済みました。カンパと言っていますけれども、それがとりやめになったらしい。大体それは3日ぐらいで済んだと思います。ですから、現場レベルでは、かなりそういう連携ができていると思います。保護観察のやり方としては、そういう実態でございます。

それから,もう一つ,これはたまたま私事で申し訳ないんですけれども,毎年私の転勤先に 年賀状をよこしている人がいます。彼は私が20年ぐらい前に担当したときに,刑務所に累10入 でした。当時40歳ぐらいでしたから,刑務所に累10入ということは,20年間で刑務所に10回入 っている。ほとんど全部満期でした。雲を突くような大男で,体じゅう刺青をしていて,いつ もけんかで刑務所に入っていました。中でも暴れるものですから,いつも満期で出ているとい う,そういう男が私の担当になりました。私はその当時現場におりまして,彼はそのとき,10 回目で仮釈放になって更生保護施設にお世話になったんですけど,施設を飛び出して離れたと ころにある暴力団の事務所に潜り込んだんですけれども、そういう性格ですから、その日にす ぐけんかをして飛び出し,保護観察所に飛び込んできました。普通でしたら,即座に令状を裁 判所からもらって取消しをいたします。私もそのつもりだったんですけれども,いろいろ記録 を取り寄せてみましたら,何で10回目に仮釈放になったのか,それは刑務官の方が「お前はそ れで一生を終わるのか」ということで,本当に親身に毎日毎日本人に声を掛けて励ました。本 人はそれにこたえて,初めて規律を破らずに過ごしたという。地方更生保護委員会の委員がま た,そのことを無駄にしたくないということで,相当思い切った判断だと思うんですけれども, 仮釈放にしたということが分かりました。ルーティンで言えばちっともおかしくないんですけ れども、その仮釈放を取り消していいのかということで、自分もルーティンを超えてやった2 人の判断を生かそうということで考えていました。

仮釈放の取消しをしないといっても,彼には行くところがない。更生保護施設に預けようと思いましたけれども,当時私が勤務していた地域の更生保護施設は,ほとんどが少年のいる施設でして,そういう割れ金のような声を出して,見るからに怖い人を更生保護施設に移すのは勘弁してくれということでいろいろあったのですが,仕方がないから私が一緒に泊まるということで受け入れてもらいました。行き先が決まるまで仕方がないねということで一緒に泊まりました。明け方まで彼はずっと話し続けるんですね。自分がいわばしゃばの人とこうして話をしたのは初めてだと。

それ以来の付き合いなんですけれども,以後私が転勤した先に2回ぐらい電話をしてきました。「またけんかをして満期で出てきました。申しわけない」と言って電話してきたんですけれども,それ以降は年賀状が毎年,「今年1年目です」、「2年目です」、「3年目です」と来ました。「10年目です」というときまで書いてきました。「10年目です」ということは,要するに10年間は再犯を犯すことなく処分を受けることなく来て,前科抹消になる,前科が消えると彼は思っているわけです。それ以降は,1年目,2年目抜きの,ただの年賀状が来ますけれども。

保護観察というのは,非常にまどろっこしい。けれども,先ほど本江委員もおっしゃいましたし,刑事司法というふうに言うと口幅ったいんですけれども,一人の人にどれだけ時間をかけられるかということが,すべての基本だと思っています。もう一つは,どれだけ時間をかけられるかだけではなくて,やはり人の心を動かさなければいけない以上,自分がルーティンからどれだけはみ出して,あるいは踏み出してできるかということなくしてはできない仕事だと思っております。でも,それがいつまでもできるかというと,できない苦しさが先ほどの藤井保護観察官のお話だったというふうに思います。

そんなことを申し上げて、ペーパーもはしょりながらお話し申し上げたいと思うんですけれども、キーワードの一つ目は、犯罪者の社会内処遇は小さな組織、現場から隔たった組織では難しい ということでございます。新聞で報道されたように、全国平均でいうと保護観察官は一人当たり200件も担当している。なかなかやるべきこともできないんじゃないかというふうに言われておりました。ただ、そう言われるのは、私自身は非常に悔しい。現場の保護観察官も悔しい思いだと思っております。私どもが入ったときは、350件やっておりました。200件ぐらいになったら理想的な保護観察ができると当時思いましたけれども、そうでないというのは、一人100件というのは、身近なところにケースなり対象者がいる100件ではなくて、盛岡とか青森とか秋田とかを想定していただければいいんですけれども、例えば岩手県なら盛岡に保護観察所があって10人そこそこの職員でやっている。ですから、100件というのは、100掛ける対象者の住んでいる現場までの距離ということでございまして、現場から隔たっている、100件がすぐに飛んでいける場所にいないという、それが一番のもどかしさでございます。やはり一人一人にどれだけ時間をかけられるかという勝負の中では、本当に100件という件数以上に距離が遠い。保護観察所が地域性を持っていないということが、一番大きな問題だと思います。

最近,福祉関係の人たちとやっているソーシャルインクルージョンの研究会がありまして,私どもの刑余者の中に高齢者とかがいっぱいいますので,福祉との谷間をどうやって埋めるかということでいろいろ研究会をやったりしていますけれども,福祉関係の人たちに更生保護施設も見てくださいというようなことも含めていろいろお話ししますと,何でそんなに社会内に根を張ってやらなきゃいけない仕事を,こんなに小さな組織でこんなに小さな制度でやっているのですかって,絶句されます。絶句するのを見ていて,私たちも絶句しちゃって。小さい組織ということに慣れ過ぎてしまって,保護司制度に寄り掛かってやるということを当然のようにというとおかしいんですけれども,そういう制度だと思ってきてしまっている。慣れ過ぎているということを反省したりするんですけれども。

私が東京保護観察所の所長のときに,東京児童相談所のケースワーカーと保護観察官の交流研修を一週間ぐらいやりました。これは余談になりますけれども,児童相談所のケースワーカーと一緒に保護観察官が家庭訪問します。たまたまそのケースワーカーが担当している子供の兄の方を,保護観察でその保護観察官が担当しているということで,自分たちは同じ家庭の問

題を扱っていたんだねと分かるというようなことがありました。その東京の児童相談所のケースワーカーも、100件ぐらいのノルマに追われて非常に厳しい思いをしていますから、100件で大変だということは言えないと思いますけれども、やはり地域に根を張っていないということは、私どもにとって非常に大きな問題だと思います。ここに書いてありますように、組織が地域に根を張っていない分、すなわちその組織の機能まで、民間なり保護司なりに代替していただいている。裁判所の支部で言渡しがありますと、駐在保護司に任命された方が裁判所に行って、言渡しの関係の連絡を受け取ったり保護観察所への出頭日を決めたり、場合によっては簡単な調査票を書いたり審判に立会いを求められたり、そういう保護観察所の組織としてやらなければいけないことまで保護司にゆだねている。そういうことも含めて、余りにも小さい組織に慣れ過ぎて、その代わりをどういう形でやっていくかということにばかりに目が向き過ぎたのかなという反省がございます。

それから、保護司との連携と依存は今申し上げたとおりですけれども、保護司制度でやってきたことは、必ずしもマイナスばかりではなくて、保護司が保護司になっていくというプロセスがあるということを書かせていただきました。本当に私どもが尊敬するような立派な保護司さんばかりですけれども、そういう方も最初は、まあ言葉は悪いんですけれども、「だまされて保護司になった」、「こんな大変だと思わなかった」とおっしゃいます。でも、やっているうちに「こんなにやりがいのある仕事はない」、「こんなに社会にとって必要な仕事はない」と思えるようになったとおっしゃいます。思えるようになったということは、家族の方もそう思うようになったということですし、その保護司さんの関係の方も、やはり犯罪や非行を犯した人を地域が受け入れて社会復帰を助け、居場所をつくっていくという機能を、保護司になった方が文字どおり保護司になっていくプロセスの中で、社会にフィードバックするという、そういう大きな力を持っていると思います。確かに保護司会はいろいろな役割を持っているというお話のとおりなんですけれども、個々のケース以外に保護司会として組織活動しているのは、そういう思いを地域に広げていかなければ、保護観察という仕事を自分たちがやっていけないという、そういうことも一つにはあると思います。

それから,ただ保護司の方の負担が余りにも大きいというだけではなくて,やはり犯罪多発社会となってきて,犯罪への対応規制も変わってきていますし,家族,保護者の対応も変わってきています。保護観察中の少年の親から,「何であなたはいつまでもうちの子供を更生させてくれないんだ」という苦情が,保護観察官にくるという状況でございます。保護司さんに負担させてしまってはいけない部分を,いかに保護観察官はケアしていくかということが非常に大きな課題であり,保護司制度をいかしていくためには,やはり保護観察官の活動を強化するということと,それから純粋にボランティア性を生かして隣人として活動していく以外の部分での負担は,やはり財政的にも国が負うというのが一番大きな課題だと思っております。

もう時間になりましたので,法改正による法的な枠組みをきちんとしていただきたい,して いなければいけないという件も出ておりますので,それは飛ばします。

二点だけちょっと申し上げたいと思うんですけれども,一つは2枚目の4に警察でもなく,福祉でもなく,公共職業安定所でもないけれども,そのいずれでもあるということを書きました。やはりそれぞれの間に橋を架けなければいけない。その谷間にあるケースといいますか,その連携が非常に大事だということです。現場では苦労していますけれども,制度的にこの(1)の括弧内にあるような問題を抱えた人たちに対する福祉,警察,医療の分野との連携をさらに

強化しなければいけないということを思っております。

もう一つは,次のページの5に更生保護施設の役割がますます大きくなるというふうにあり ますけれども,全国101の施設,定員2,253名。仮釈放者の約25%は,帰るところがなくて更生 保護施設に帰っておりまして,彼らの社会復帰上も社会の治安上も極めて大きな役割を果たし ていると思いますけれども,この施設をこれから身内で引き受けるということが難しくなって くる中で,ますます強化していかなければいけない。定員も増やしていかなければいけないと 思いますし,処遇体制も強化していかなければいけないと思いますけれども,非常に弱体な体 制です。最近,知的障害者の受刑者の後の仕事をめぐって,研究会や何かが厚生労働省で持た れているんですけれども,山本譲司さんなども出られているのですが,知的障害者を専門に受 け入れる更生保護施設もあってもいいのではないかと。できなければ、福祉の方でそれをやっ てもいいのではないかという。あるいは、更生保護施設の強化が難しければ、福祉の方で所管 してもいいのではないかというような議論までされております。これは、どちらかがやるとい うよりも,両方が相互参入してきちんとケアしていける体制をつくっていかなければいけない のではないかということが一つの大きな課題だと思います。併せて申し上げますと,非常に大 きな事件,例えば大分の一家6人殺しとか,あるいは西鉄のハイジャック事件とか,そういう 大きな事件を起こした大きな問題を抱えている少年で,かつどこに帰していいのかという問題 を持っているような,そういった少年が増えてきているわけですけれども,そういった少年た ちの受け皿として、保護観察所自体が更生保護施設を持ってもいいのではないかと。保護観察 所と更生保護施設の一体型の施設があって,24時間保護観察所がケアしているという,駆け込 み寺的な機能も含めて、そういうものを大都市に持ってもいいのかなと思っています。

まとまりもなく申し上げましたけれども,かいつまんで以上御報告させていただきました。 野沢座長 ありがとうございました。

ただ今の清水先生のお話に御質問,どうぞ。

清原委員 清原でございます。自治体の立場からの質問をさせていただきます。

先ほど、保護観察所が地域性を余り持ってこなかったということについて、むしろ保護司さんがいろいろ地域に根差した活動をしている中で、補ってきた面があるのではないかというお話がありました。また、先ほど竹花さんは、いわゆる更生保護の活動とそれから青少年福祉の取組等を、もう少し有効に地域というところで連携することが有効ではないかという御指摘もいただいたわけなんですけれども、清水さんの長い更生保護活動の経験の中から、一般にはいろいろな機関の連携が有効であるとか、特に地域で本当に更生保護を根付かせていくためには自治体の取組も重要だというところがレジュメにも書かれてあるんですけれども、その辺、ただ今のお話では、自治体のかかわりについてちょっとお時間がなくて省略されたようでございますので、できましたら、各機関の連携が更生保護に有効に働く上で自治体での更生保護、福祉、あるいは就労支援、そういうような取組との連携で何か描いていらっしゃるビジョンがありましたら、御紹介いただければと思います。

清水氏 本当に,自治体にはお世話になっておりまして,保護司会の組織そのものも事務局から何かから,それぞれの自治体で支えていただいているというのが実情でございます。実際に業務の面でも,福祉,医療,教育,警察もそうですけれども,地方自治体の関係機関との連携といいますか,チームづくりといいますか,それも一般的な連携ではなくて,ケースごとにどういうふうにチームをつくって連携していけるかというのは,とても大きな意味を持ってい

ると思います。ただ,先ほども申し上げましたように,保護観察所が地域に密着していないと いうところがございますので,そういう連携の部分まで保護司,あるいは保護司会に負担をか けているというのが実情でございます。保護観察官は定期駐在という形でそれぞれの地域に駐 在をするんですけれども,年に数回ということでございます。かつて,行政改革の一環で,保 護観察所は地方自治体に移管してもいいのではないかという話も50年代にありましたけれど も,それはともかくとして,保護観察所が地方自治体との連携の中で仕事ができれば,例えば, 保護観察所の組織を増やせというのは無理だと思いますけれども,福祉事務所の中に保護観察 官がいつも駐在しているようにすれば,福祉関係の連携が非常にいいかもしれない。警察とも そうでしょうし ,医療ともそうでしょう。いかに担当件数を減らすために人を増やすかよりも , そういう地域性をどうやって持って仕事ができるかということの方に,組織なり人の改革なり 増やし方ができないかなと感じております。あるいは,更生保護施設をもうちょっと増やして 地域センターにしてそこを連携の場にするとか、いろいろあると思うんです。私が現場の所長 のときは,例えば埼玉にもおりましたけれども,そのときは92市町村ございましたが,私ども の仕事の窓口になっている担当の方の名前とかは,92市町村全部覚えないと所長は務まらない という気持ちでおりました。保護観察官もそうですが、そこは本当に一体になってやっている と思います。警察とも相当はみ出した情報交換をしながらやってきたと私は思っているんです けれども,やはり人の問題というのは,ルーティンを超えて地域でどうやって密着できるかと いうことが,ものすごく大きな課題だと思っております。

清原委員 ありがとうございました。

佐藤委員 清水さんと藤井さんにそれぞれお伺いしたいんですけれど,既にこれまでの質疑 応答の中で出てきていることでもあるんですけれど,保護観察所が保護観察処分少年(1号)から保護観察付執行猶予者(4号)まで,恐らく性質の違う集団ではないかと思うんですけれ ども,それを一つの保護観察所で処遇することの中に,矛盾あるいは不都合があるのか,ないのか。この辺りの率直なところをお伺いしたいんですけれども。清水さんから,よろしければ。

清水氏 私どもが担当する中での矛盾というよりも、やはり少年の事件、1号観察、2号観察という言い方をしておりますけれども、その二つとそれから仮釈放による保護観察の三つは、多少色合いは違いますけれども、いわば犯罪者予防更生法の中で一つの保護観察としてやっていますけれども、保護観察付執行猶予者については全く制度が別でして、制度上の矛盾というのをすごく感じます。やはり、もともと再犯防止の手を打ちにくいような制度だと思っています。当初から犯罪者予防更生法と別立てでできておりますし、非常に緩やかにできておりますし。ですから、そっとケアしていくというような、そういうところにとどまっているというのも事実だと思います。

ただ,やはり少年と成人とで違うのではないかという点は,今までお話が出ました可塑性をどう考えていくかとか,そういう点はありますけれども,やはり一人の人間の生き様に,どう付き合っていくかというところまでいかないと,保護観察というのはできないと私は思っておりますので,そういう点では同じではないかと。同じだと思わないとできないと思っております。少年は可塑性を信じているけれども,成人はそうではないというふうには思いませんし。ただ,保護観察なんかの場合は,最初から暴力団員です,そこは切れていませんというのもいますので,その点は全く切り分けて考えておりますけれども。かつては保護司も,成人保護司と少年保護司に分かれていた時代がございました。保護観察所も,成人保護観察所と少年保護

観察に分かれていた時代もございましたけれども,それはもう戦後一時期だけでございます。 制度上の違いはあっても,一人一人接する点では同じだと思ってきております。そこは,民間 の方に相当負担をいただいているためということもありますけれども,法執行型というようり も,やはり社会の中に居場所をつくる調整型という実態だからそういう言い方になるのかもし れません。

佐藤委員 なるほど。

野沢座長 藤井さん,どうぞ。

藤井氏 私も実際に対象者だけを見ると,違和感は全くないですね。特に同じ職場に何年かいると,1号観察になってその後少年院に入って2号観察になって,それでもおさまらなくて4号観察になったとかいうように同じ人間が来ることはありますが,処遇として,やることは同じなので,違和感はないです。ただ,やはり1,2,3号観察と4号観察の基本法の違いに関しては,ちょっと矛盾というか,やりにくさというのはあります。執行猶予者の保護観察だけがちょっとトーンの違うというところについては,やりにくさを感じますけれども,少年と成人の違いだとか号種の違いだとかに関しては、処遇しているときは全く気にしていないです。野沢座長 どなたでも結構ですから,この先生方に御質問があったら,よろしくお願いします。

堀野委員 どなたでもよろしいんですけど、満期出所者に対するいら立ちのようなものはお 感じになっていますか。制度上これしかできないということに対する、制度上のいら立ち。

清水氏 満期出所者でございますか。

堀野委員 この人たちは保護観察の対象にならないわけですか。

清水氏 満期出所者にもいろいろありまして,当初から更生するつもりはないという,例え ば、帰ったら暴力団の事務所が待っているという者もおりますけれども、そうではなくて、や はり問題は孤独な高齢者ですとか,知的障害者,精神障害者等々で全く引き受ける身内がいな い,かつ福祉施設を調整しても,刑務所から直接は無理ですよと言われてしまう人たちです。 それでは更生保護施設が受けて,更生保護施設をステップにして,その落ち着いたところで福 祉の方に移行しましょうといったん更生保護施設が受け入れても,実態はなかなか難しく,こ この地元に住所がある人間ではないじゃないか,あるいは,老人ホームはいっぱいですと受け 入れていただけない。そうすると,更生保護施設の方でずっと抱えていくことになるんだろう かということで,引き受けが滞り,満期で出る人たちもいる。満期で出るといっても放り出す わけにいかないので,刑務所も苦労されます。その辺のところについては,先ほど申し上げま したソーシャルインクルージョンの研究会をしていても、福祉の方々から言われるのは、仮釈 放で出た人たちのケアだけでなく,満期で出る人たちも今申し上げたような人たちは放ってお けないのではないか、それをどうするんだと。こちらもどうしてくれるんだというような話を したりしているんですけれども、そこをお互いにもうちょっと連携というよりも、もうちょっ と入り合ってできないのか。例えば,社会福祉法人が公益事業として更生保護事業を営む。老 人保護の中で,更生保護施設の機能を持って受け入れていただくとか,あるいは逆に,更生保 護法人が社会福祉事業としてそういうものを営むということになると,ちょっと小亀の上に親 亀を載せるような話になってしまうんですけれども,そういう相互参入的な発想でもうちょっ とできないだろうかという議論もしたりします。確かに今そこが大きな課題です。特に高齢者 については増えていますし。

瀬川委員 藤井さんにお聞きします。先ほどすごく我々にとって参考になるといいますか,非常に率直に話されたので我々も感謝しているところです。保護観察対象者と保護観察官との関係はよく分かったんですが、保護観察官と保護司との関係についてまず事実から聞きたいんですけれども、いわゆる保護観察官が保護司さんと連絡を取り合っている頻度について、これがどの程度なのか。それから、どのような方法で取られているのか。毎回会うということは不可能だと思いますので、どういう実情にあるのか、その点をお聞きします。

藤井氏 頻度というと、そのケースの状態によって全く違うんですけれども、何も問題がない場合には、通常保護観察官と保護司さんとの連携というのは、月1回の報告書だけですね。 瀬川委員 ペーパーですか。

藤井氏 ペーパーだけです。全く問題がない対象者に関しては。ただ,大体ペーパーが来るとそれを見て電話では確認しますから,そういう意味でいうと月1回ぐらい。問題のある対象者に関しては,もう数限りないですね。時間も問わず,勤務時間かどうかも全く関係ないですから。その場合には,普通最初は電話でやり取りをします。場合によっては,保護司さんのところへ夜行ったりするなど,緊急で対応が必要な場合の頻度は,そのケースに合わせて増えると言えます。

瀬川委員 緊急とおっしゃったんですけれども,それはどういう意味なのか。つまり所在不明という意味じゃないですね。

藤井氏 そうですね。所在不明になっていれば緊急の問題はありませんから。

瀬川委員 所在不明の場合は、そのままお互いに連絡し合わないでいるということですか。 藤井氏 いや、所在不明についても当然連絡は取ります。所在不明の場合は調査して所在の発見に努めますから。情報が一番多いのは地元ですし、通常保護司さんは地元にいらっしゃるので、家族等と連絡をとっていただいて連携はします。けれども、多くの場合、緊急というのは、例えば家庭内で大きな問題が起こっている、家庭内暴力があるとか保護者と何かトラブルを起こしているとか、場合によっては周辺の交友関係に問題があって、本人がちょっと危機的な状況になっているとか、本人が薬物で錯乱状態になっているとか、そうした場合のことです。そのときには、時間がどうとか仕事は終わりましたなんて言っていられませんから。だから、先ほど夜でも連絡が取れるようにするというのは、そういうことが起こりつつあるか、既に起

瀬川委員 そのとき警察との連携はどうされますか。

こっているケースについてですね。

藤井氏 当然事件性があれば、保護者なり担当の保護司さんから警察には最初の段階で相談が行ってます。ただ、すぐに動いてもらえない場合がありますし、いったん警察が来ても本人の問題行動が収まれば警察の方はそれで帰られますから。通常電話でのやり取りというのは、警察とかほかの機関の方がかかわりますので、直接保護観察官がすぐに行かなければいけないということはそれほど多くはないんですけれども、対応について保護司さんと電話でやり取りすることは多くなります。

瀬川委員 その場合,保護司さんに女性が多いということで少し問題があるかのようなお話が宮川先生からあったんですけれども,女性保護観察官が連絡を受けたという場合,何か一定の問題が発生しますか。

藤井氏 問題が発生するというのは,女性だからということではないんだと思うんですね。 女性の方でも,時間をおして出掛けられる方も当然いますから。女性だからということではな くて,家庭的な事情で夜間だとか休日に対応できないということはあると思います。

瀬川委員 その場の対応というのは、保護観察官一人でやるんですか、それとも数人で。

藤井氏 通常は一人です。よほどの危険が予想される場合,上司に報告して体制を組んで対応するということも必要ならやりますけれども,なかなかそういう体制は休日とか夜間に取れませんから,必要があれば一人でやります。

瀬川委員 分かりました。ありがとうございました。

野沢座長 ほかに先生方いかがでしょうか。どうぞ。

本江委員 ちょっと時間があるようですので,基本的なことでちょっと教えていただきたいんですが,保護司さんは大体月2回,対象者と会われるんですか。原則。

藤井氏 一応,月2回会っていただくことになります。

本江委員 それで,面接される場所というのは,一般的にどういう場所が現時点では多いんですか。

藤井氏 そうですね。圧倒的に多いのは御自宅で、ちゃんとお部屋に上げていただいて、応接室なり、場合によっては専用の面接室みたいなものを用意されている保護司さんもいますが、それが圧倒的に多いです。ただ、先ほど宮川先生がおっしゃっていたように、最近は保護司さん個人の都合というよりも、例えばマンションなんかで、そういう人間を保護司だからといってマンションに入れてもらっちゃ困るということで、管理組合から保護司さん自身がマンションを出されそうになったりすることもありますので、どうしても自宅で面接できない…。

本江委員 何時ごろ面接される方が一般的なんですか。

藤井氏 一般的には夕食後くらい,午後6時とか,6時から8時ぐらいの間ですね。

本江委員 そういうマンションに住んでおられる保護司さんが自分のところの部屋を使われるとすると,マンションはそういう面接する場所が余りないでしょうから大変でしょう。また,どこか公共,自治体の施設を借りるといっても6時,7時なんていうような時間帯になると逆に非常に難しいことになりますよね。

藤井氏 時間を決めてちゃんと来訪するような対象者にはほとんど問題はありません。大体の場合は,真夜中に訪ねてきたりとか朝訪ねてきたりとかで,そういう場所をほかに設けるというのは余り現実的ではないのかなと思います。

本江委員 一般的には保護司さんは,それは地域によって随分違いがあるのでしょうけれど も,対象者を一般的には何人ぐらい持っておられるんですか。

藤井氏 平均すると1.何人とかになるんですけれども,ただ,それは本当に過疎的なところもありますので,やはり2,3人は持っている方が普通だと思います。

本江委員 先ほどから出ている実費弁償というのは,具体的にはどれぐらいの金額が出ているのですか。

清水氏 それはですね,処遇困難という大変手数を掛けているようなケースは最高額で,今 手元に資料がございませんけれども,確か月5,600円ぐらいだったと思います。

本江委員 一月で。

清水氏 ええ,一月です。一番低い額で2,300円ぐらいだったと思いますけれども。あと環境調整ということで,少年院や刑務所に入っている人の帰住先の調整のため,家族なりに会いに行っているいろ調整をすると,報告をするごとに1,500円ぐらいだったですか,そのぐらいの金額が支給されます。実費といっても,郵便代,電話代などの実費でして,時間をかけて手間ひ

まかけてやっている分というのはもちろん入っていないわけです。

本江委員 自分の部屋に訪ねてきたりしたときに,やはりお茶菓子を出したりすることもあるんじゃないんですか。

清水氏 そうですね。個人的なことで済みません。私は5月に保護司になったんですけれども、やはり保護司さんの御苦労というのは、全部分かっているつもりでいましても、自分がまずなってみますと、分かっていないことがよく分かります。私もマンション住まいなんですけれども、まずマンションですから玄関の入り口のわきにある部屋の家財を全部整理して、捨てるものは捨てて、家内といろいろ話をして、この部屋をいつでも使えるようにしなきゃいけないという、そういう協力も必要です。まあ一戸建ての大きな屋敷に住んでいる方は別なんですけれども。私の友人で臨床心理の専門家のすばらしい方がいて、最近保護司になってほしいということで頼みましたら、是非やりたいと言ってくれたんですけれども、やはり新しく住んだところがみだりに人を入れないというハイセキュリティのマンションでして…。保護司の仕事というのは、みだりに人を入れなきゃいけない。そういうことで、自分はやりたいんだけれどもできないと。事務所か何か面接場所を見つけるまでは待ってよと言われていますけれども、保護司の開拓という面でいきますと、そういう面接場所として地域のセンターみたいなものを確保するということも、ある範囲の対象者にとっては大事かなと思います。

本江委員 それから,御本人自身は保護司になって一生懸命にやっていただく決意を固められても,奥さんとかそういう家族の人がどういうふうにそれを受けとめておられるのか。何か実情をお分かりでしょうか。つまり,犯罪を犯した人が自分の家に毎月何回も,2人持っていれば4回ぐらい訪ねてくるわけでしょう。そうすると家族の反対というのがないのかどうか。

藤井氏 最初はやはり反対があると皆さんおっしゃいます。反対というのは、やめてほしいというよりも、怖いというふうに家族の方は思われている。ただ、長く保護司さんを続けられている方は、実際に対象者の方が家に来るようになってみると、別に怖がる必要はなかったんだ、普通の人だったんだということで、事件を担当するようになると、そういう気持ちが消えて積極的に協力していただけるようになるみたいですけれども、最初はやはり怖がられるみたいですね。

本江委員 最後に,清水さんにお聞きしたいのですけれども,先ほども宮川先生にはちょっとお尋ねしたのですけれども,いわゆる保護司を今みたいにわずかなというか,極めて小額な 実費弁償というものではなくて,多少とも報酬制にしていくということについてはどのように お考えでしょうか。

清水氏 非常に難しい問題で、保護司の方々自身もいろいろ悩まれている問題だと思います。 やはり無報酬で本当にボランティアとして、ボランティアというには余りにも制度的な負担を かけ過ぎているんですけれども、ボランティアとして隣人としてやっているということで、対 象者も受け入れてくれているというか、そういうものをなくしたくないという思いは、保護司 を何年もやればやるほど強くなると思いますし、でもこれから保護司になるとか、なったばか りの人たちは、こんなに負担が重いのかと感じている。報酬とまでは言わずとも、自己負担は やはりなくてもいいのではないかという、そういうところまでは今来ていると思います。報酬 制というところまでいくと、少し性質が変わってくるのかなと思います。竹花さんの話にもご ざいましたけれども、よく保護司の方々がケースの難しさの中で、もっと専門的な権限を持た されてもいいのではないかというお話が出ることもあります。しかしそれは、やはり保護司の

良さをある意味では消すのかなという、いや消すのかなというよりもかなり専門家でなければ 持たせるべきでないような責任を負わせているという反省はありますけれども,でもそれを制 度化するということになるとちょっと違うのかなと思います。報酬制も,実費弁償ということ でもうちょっと個々のケースに応じた個別的な実費弁償と,組織活動で研修等をやっていく上 での組織に対する実費弁償といいますか、いろいろな意味でそれらをもっと厚くして、自己負 担は全くない,ボランティア性を生かした隣人的な活動に純化していくという,そういう実費 弁償の仕組みをまずつくって,それでどうしても耐えられなければ報酬制に切り替えるという こともあると思いますけれども、それは保護司の任用の問題とも絡んでいて、報酬制みたいな 形になれば公募制で保護司を求めるという話も出てくるかもしれません。保護司が足りないの に何で公募しないんだという話もございますけれども,それはケースの活動だけではなくて財 政的な面も含めたいろいろな意味で,整理し切れないだけの負担を保護司にかけているという ことだと思います。ここの報告書にも書きましたけれども、そういったことに対する私どもの 負い目というか,気持ちが,公募するということに対してためらいを生じさせます。保護司に なるとこういうことをやります,こういう負担がありますということは,必ずしも透明ではな いという,なってみなければ分かりませんよというところがあって,なかなか公募には踏み切 れないというところがございます。どういうふうに選択するか,試験制とか,竹花さんのお話 にもいろいろございましたけれども、そういうことも絡みますけれども、公募制に踏み切れな いというのはそういうところもありますので,待遇問題をきっちりしていくということになれ ば、そういった面も出てくるだろうと思います。報酬制にするかしないかだけでは、ちょっと 片付かない問題かなと思っております。

野沢座長 ありがとうございました。

今日は大変貴重なお話を伺いまして,時間が思わず延びてしまいました。まだお伺いしたいことがたくさんあると思いますが,これでひとつヒアリングを終了させていただきまして,次回以降の議事に反映させていただきたいと思います。

どうも先生方ありがとうございました。どうぞ,お引き取りいただいて結構でございます。 プレスの方もここでひとつお引き上げをいただければと思います。

それから,先生方のお時間がありますから,ちょっと休憩にいたしましょうか。ここで5分ぐらい休憩します。

(休憩)

2.配布資料説明等

野沢座長 それでは,そろそろ議事を再開をいたしたいと思いますので,どうぞお席の方へ お戻りくださいませ。

時間が押していますので、事務局から用意されておりますペーパーの報告をいたしましたら、意見交換の方は次回に譲りまして、6時までには終了するようにいたしたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは,事務局の方どうぞ。

事務局長 それでは、本日配布いたしました説明資料につきまして御説明いたします。時間もありませんので、簡単にさせていただきますが、説明資料の(1)は、仮釈放者及び満期釈放者について、それぞれ出所当年及び出所5年の別に、行刑施設への再入所率の推移を見たものでございます。

前回,保護観察期間中のいわゆる再犯率というものについての統計をお出しいたしましたけれども,それでは保護観察期間終了後に処分を受けた者の再犯の割合が分かりませんので,この資料を出したものでございます。

御覧いただければ分かりますように,刑務所から出た人がその年から数えて5年目までに戻った割合を見たのが上の方のグラフでございます。平成12年に出た人のうち16年に戻った人の割合が,仮釈放の場合は36%,満期釈放の場合は58.5%,それから全体として見ますと45.9%,こういうふうになっておるということでございます。下の表によると,出所したその年に戻ってきた人たちもいるということでございます。

それから,説明資料の(2)でございますけれども,前回堀野委員から矯正保護審議会の提言について,どのような取組をしたのかというお尋ねがありました。非常に多岐にわたる御提言をいただきましたので,不十分なお答えをしてしまいまして申し訳ありませんでしたけれども,その提言のそれぞれについて,項目と実施状況を取りまとめた資料を今日は準備させていただきました。

例えば、1ページ目の下の方でございますけれども、2の保護観察処遇の在り方というところで、保護観察分類処遇制度の推進をしてはどうかというようなことについて提言があったということで、その右側の方を見ますと、平成16年度に分類基準の妥当性について調査研究を行っていることが書いてあります。

それから,1枚めくっていただきまして2番目には,類型別処遇制度の推進ということで, 社会情勢の変化に対応した新たな類型の策定を検討してはどうかということでしたが,右の方 を見ていただきますと分かりますように,「問題飲酒」でありますとか,「高齢」でありますと か,「ギャンブル等依存」という類型を新たに加えるなどしたということです。それから,覚せ い剤事犯対象者については,仮出獄者に対して簡易尿検査を実施しているというものでござい ます。それぞれの項目につきまして,できていること,できていないことを取りまとめてございますので,詳細の説明は省略させていただきますけれども,御覧いただければと思います。 できていない部分につきましては,前回申しましたように,今後とも真剣に取り組んでいく覚 悟でございます。

以上で、説明資料の方の説明は終わらせていただきます。

野沢座長 よろしいですね。

今日は大変貴重な御意見を説明者の皆様からお伺いできまして,それぞれ先生方もお考えをお持ちかと思いますが,この件は,次の3人の方のヒアリングが終わりました段階で,是非お伺いいたしたいと思います。

なお,次回以降の日程につきまして,事務方の方からペーパーがありましたら,お配りして 御説明していただきたいんですが,用意ありますか。

事務局 はい。

野沢座長 現場を是非見学させていただき,現場の方々の御意見を直接伺うことが非常に有

意義ではないかという提案を受けて検討し,その予定が大体できたようですから,御説明の方をお願いいたしたいと思います。

事務局 事務局でございます。

次回第3回が,9月7日水曜日に予定されておりますが,9月5日,6日,20日の3回,いずれも午後1時から午後5時ごろまでの日程で都内2か所の更生保護施設,荒川区内にございます女性用の荒川寮,それから男性用の斉修会,この2か所を御視察いただくということで設定いたしました。各委員の方々の御都合に合わせて,参加していただくこととさせていただければと思っております。3日間のうちのいずれに参加いただくか,また事務局の方と御相談させていただいて,調整させていただければと考えております。

9月7日水曜日第3回会議は、午後2時からという予定で当初御案内しておりましたが、皆様の御都合がつく限り、午後1時半からお集まりいただきまして、法務省と同じ建物の中に東京保護観察所がございますので、9月7日午後1時半から東京保護観察所を御視察いただきまして、そこで保護司の方々との意見交換会等を行っていただいて、その上でこの有識者会議の開始時刻を午後2時から午後3時に繰り下げて、午後3時から午後6時までということでやらせていただければと考えております。

その内容につきましては,先ほど座長から御説明ありましたように,関係者3名からのヒアリングということで,民間ボランティアの代表的なボランティア団体でございます更生保護女性会,それからBBS,それぞれのボランティア活動の実務に携わっておられる方々各1名,それから千葉県内で協力雇用主として御活躍いただいている方1名,この3名の方からヒアリングをして,その上で今回の有識者会議の設置の契機となりました重大再犯事件,すなわち,奈良の女児誘拐殺人事件,それから愛知県安城市の幼児殺害等事件,それから連続女性監禁等事件,この3つにつきまして事務局の方から概要を説明させていただきまして,今回のヒアリングも含めた意見交換をその後行っていただくという形でどうかと考えております。この第3回までで,一通り現状把握の作業が終わるかと思いますので,その後第4回9月27日火曜日までの間に各委員の方々から,今後この会議でどんな事項を取り上げていきたいかという御意見をペーパーでお出しいただいて,それを踏まえて第4回9月27日火曜日に意見交換を行っていただきまして,検討事項を取りまとめ,この第4回からは各論に入っていただくということになれば有り難いなというふうに事務局としては考えております。

以上でございます。

野沢座長 それでは,どうもありがとうございました。

- 了 -